

長井市公共施設等整備計画 (改訂案)

平成28年11月

(令和5年 月改訂)

山形県長井市

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	対象施設	2
第2章	公共施設を取巻く現状と課題	3
1	施設の現状と課題	3
2	人口・ニーズの現状と課題	9
3	財政の現状と課題	11
4	過去に行った公共施設等に関する取り組みの実績	14
5	施設保有量の推移	18
6	有形固定資産減価償却率の推移	20
第3章	公共施設等の更新費用の将来見通し	21
1	現在要している投資的経費	21
2	従来型の維持管理に係る将来更新費用の見込み	22
3	長寿命化対策を反映した場合の見込み	24
4	長寿命化対策の効果額	25
第4章	公共施設整備計画の必要性	26
1	財政の視点	26
2	まちづくりの視点	27
第5章	公共施設等整備方針	28
1	基本的な考え方	28
2	基本方針	29
3	具体的な取り組み	33
4	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	34
5	保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針	38
第6章	整備計画	39
1	整備対象施設	39
2	整備スケジュール	41
3	概算事業費	42
4	将来負担の推移と推計	44
第7章	推進体制に係る方針	49
1	管理等の体制	49
2	フォローアップの実施方針	49

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と目的

長井市では平成26年3月、まちづくりの課題を解決するための新たな指針となる、「長井市第五次総合計画^{※1}」を策定しました。これまで育んできた歴史や文化、地域の良さを十分に活かしながら、30年後も50年後も市民がしあわせに暮らしていける「持続可能なまち」を形成していくため、これからの長井市のまちづくりの課題を整理した中で、課題の一つとしてあげられているのが「公共施設・まちの基盤の老朽化対策」です。

市役所や学校等の公共施設、道路や上下水道施設等のまちの基盤（インフラ^{※2}）は、主に高度経済成長期に集中的に整備が行われてきました。これらの施設には築30年を超えるものが多く、改修や更新が必要な施設が出てきていますが、財政的な制約があるため、優先順位をつけながら計画的な改修や更新を進めていく必要があります。また、公共施設は地震等の災害の際には災害対策本部^{※3}や市民の避難所としての機能が求められることから、耐震化などの対策が必要となります。

第五次総合計画では、行政運営分野の目指す姿の一つとして「将来を見据え、老朽化する公共施設等のあり方について方針を整理し、市民が安心して利用できる公共施設等の計画的な整備を目指します。」とし、その取り組みの方針としては「公共施設等の老朽化対策のため、財政状況を踏まえ公共施設等整備計画を策定します。公共施設等の耐震補強や長寿命化を図るとともに、新規整備や更新等については機能の効率化と施設の集約化を原則とし、中長期的には施設全体の総床面積を縮減していきます。」としています。

この方針のもと、少子高齢化・人口減少に伴う税収の落ち込みや公共施設利用者の減少が進む中で、財政負担の軽減や平準化を図りながら施設の維持管理及び整備を行っていくため、平成28年11月に「長井市公共施設等整備計画」を策定しました。

当初策定からの進捗状況を踏まえ、令和7年度までの計画期間における各種データを時点修正するとともに、これまでに策定している個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の内容を反映し、「長井市公共施設等整備計画」を改訂します。

※1 総合計画：地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。長井市の第五次総合計画の計画期間は平成26～35年度の10年間。

※2 インフラ：水道や道路、電力網などの社会基盤のこと。

※3 災害対策本部：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に臨時に設置される機関。

2 計画の位置付け

この計画は、本市のまちづくりの指針となる「長井市第五次総合計画」（平成 26 年 3 月策定）の下位に位置する計画として策定します。

また、インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づく本市のインフラ長寿命化計画（行動計画）である「公共施設等総合管理計画」として位置づけるものです。

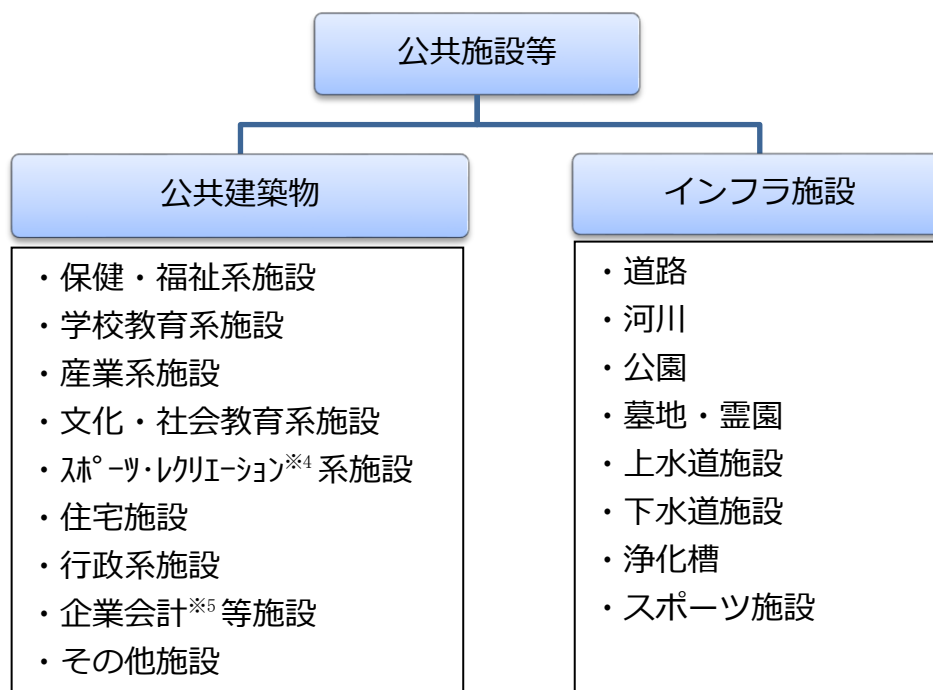
3 計画期間

本計画の計画期間は、**平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間**です。

ただし、計画期間内であっても、社会状況の変化や本市の財政状況等を考慮して、適宜見直しを図っていきます。

4 対象施設

本市が保有する全ての公共施設を対象とします。市庁舎・学校等の公共建築物及び道路・上下水道施設等のインフラ施設が対象です。



※4 レクリエーション：娯楽、余暇、趣味の活動などのこと。

※5 企業会計：地方公共団体が経営する官業のうち、地方公営企業法の全部または一部の適用を受ける公営企業の会計のこと。水道事業・電気事業・交通事業・ガス事業などがこれに該当する。

第2章 公共施設を取巻く現状と課題

1 施設の現状と課題

(1) 公共建築物

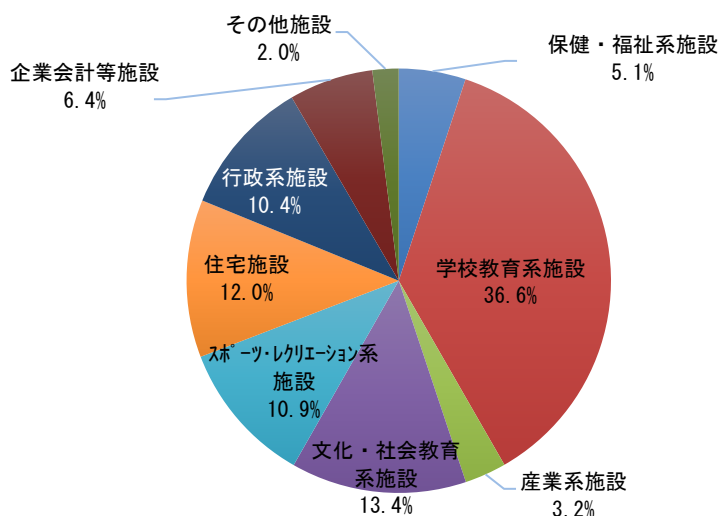
1) 保有施設

本市では、令和2年度で174施設、総延床面積136,537㎡の公共建築物を保有しています。内訳としては、学校教育系施設が36.6%と最も多く、次いで文化・社会教育系施設13.4%、住宅施設12.0%、スポーツ・レクリエーション系施設10.9%、行政系施設10.4%の順となっています。

施設類型別施設数と延床面積（令和2年度）

施設類型	施設数	延床面積（㎡）	面積割合
保健・福祉系施設	16	6,956.36	5.1%
学校教育系施設	31	49,953.71	36.6%
産業系施設	8	4,328.84	3.2%
文化・社会教育系施設	23	18,244.89	13.4%
スポーツ・レクリエーション系施設	19	14,900.22	10.9%
住宅施設	22	16,459.17	12.0%
行政系施設	17	14,217.66	10.4%
企業会計等施設	13	8,753.00	6.4%
その他施設	25	2,723.25	2.0%
計	174	136,537.10	100.0%

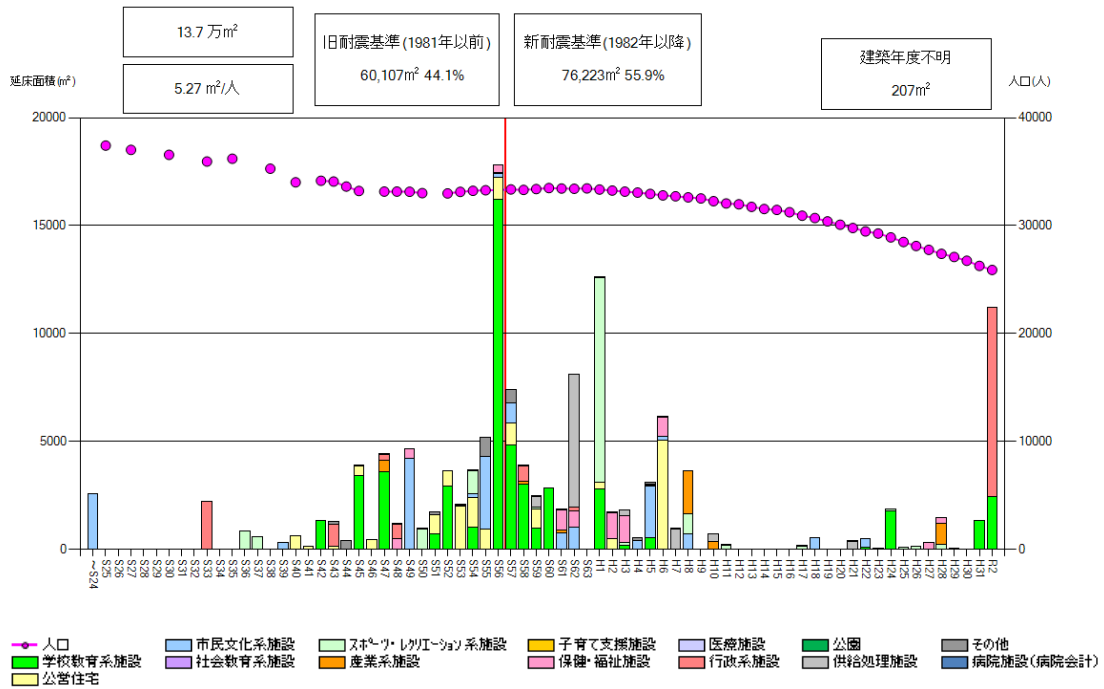
施設類型別延床面積の割合



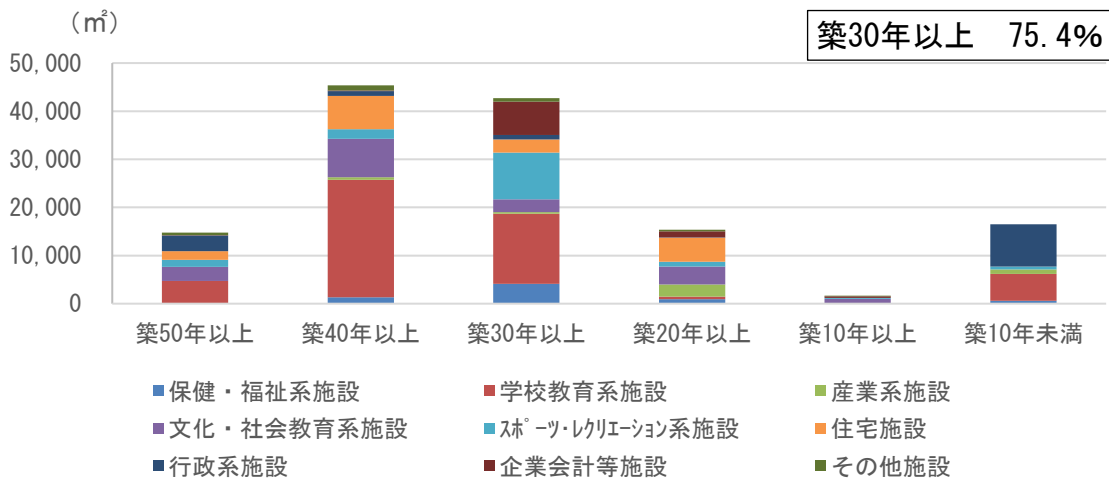
2) 整備状況

本市で保有している施設の多くは、昭和40年代から昭和50年代にかけて整備されており、大規模改修の目安とされる築30年以上（平成3年度以前建築）の施設が75.4%を占め、令和8年度には86.0%の施設が築30年を超えることとなり、老朽化が進んでいる状況といえます。今後、計画的な対応が必要となってきます。

整備年度別延床面積



築年数別延床面積

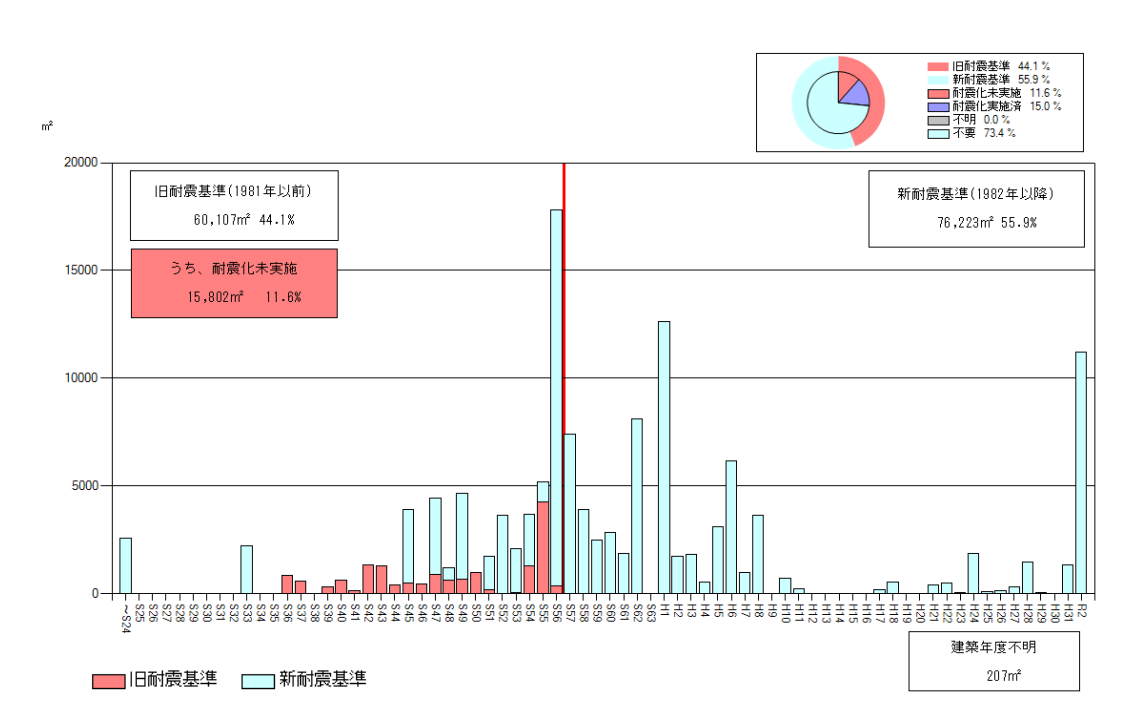


3) 耐震化の状況

昭和56年以前に建築された旧耐震基準^{※6}の施設は、保有施設の内、44.1%、60,107㎡となっています。

これまでに学校施設や旧本庁舎、市民文化会館などの耐震改修を実施してきたことにより、耐震対策が未実施の施設は、保有施設の内11.6%まで減少していますが、中央児童センターや中央コミュニティセンター、市民体育館など市民が利用する施設の安全性の確保が課題となっています。

耐震化の状況



※6 耐震基準：建築物を設計する際に、それらの構造物が最低限度の耐震能力を持っていることを保証し、建築を許可する基準。建築物の場合は建築基準法により規定されており、昭和56年5月31日までの建築確認に適用されていた基準を旧耐震基準、それ以降を新耐震基準と呼ぶ。

(2) インフラ施設

1) 保有状況

本市で保有しているインフラ施設は下表のとおりです。

インフラ施設の保有状況（令和2年度）

施設	数量	延長・面積
市道	980 路線	
道路部		500,780 m
橋りょう (自歩道延長)	248 橋	2,792 m
トンネル	2 箇所	53,273 m
林道	24 路線	1,174 m
河川	24 路線	41,410 m
公園	16 河川	23,670 m
	8 箇所	30.13 ha
	5 箇所	92,346 m ²
	1 箇所	3,237 m ²
	1 箇所	494 m ²
	3 箇所	1,066 m ²
墓地・霊園	5 箇所	21,756 m ²
上水道	配水管	281 km
下水道	汚水管	131 km
下水道	雨水管	5.2 km
農業集落排水処理施設 ^{※12}	汚水管	26.2 km
浄化槽	804 基	
スポーツ施設	野球場	1 箇所 15,600 m ²
	多目的運動広場	1 箇所 15,600 m ²
	テニスコート	2 箇所 4,587 m ²
	プール	2 箇所 1,385 m ²
	スキー場	1 箇所 82,964 m ²
	パークゴルフ場	1 箇所 19,401 m ²
	プラザ運動公園	1 箇所 62,000 m ²

※7 準用河川：市町村長が公共性の見地から重要と考え指定した河川。

※8 都市公園：地方公共団体が都市計画法に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地。

※9 河川公園：河川敷に設置された公園。地方自治体が河川敷地に占用する都市公園を含む。

※10 農村公園：農業集落居住者の憩いの場を提供する目的で造られた公園で、農林水産省の農村総合整備モデル事業として整備された公園を含む。

※11 児童遊園：児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とした屋外型の施設。

※12 農業集落排水処理施設：農業集落において家庭のトイレのし尿及び台所・風呂場などから出る生活雑排水を一括して処理・浄化する施設。小規模下水道。

2) 整備状況

橋りょうについては、多くが昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設されました。橋りょうの維持管理上問題とされる橋齢 50 歳以上の割合に着目すると、現時点では 71.0%ですが、令和 8 年度には 83.9%、令和 18 年度には 89.9%と大幅に増加します（整備年度不明の橋りょう本数を含む）。

利用する上での安全性が懸念される状況に至ることが予想され、計画的に補修を進めていく必要があります。

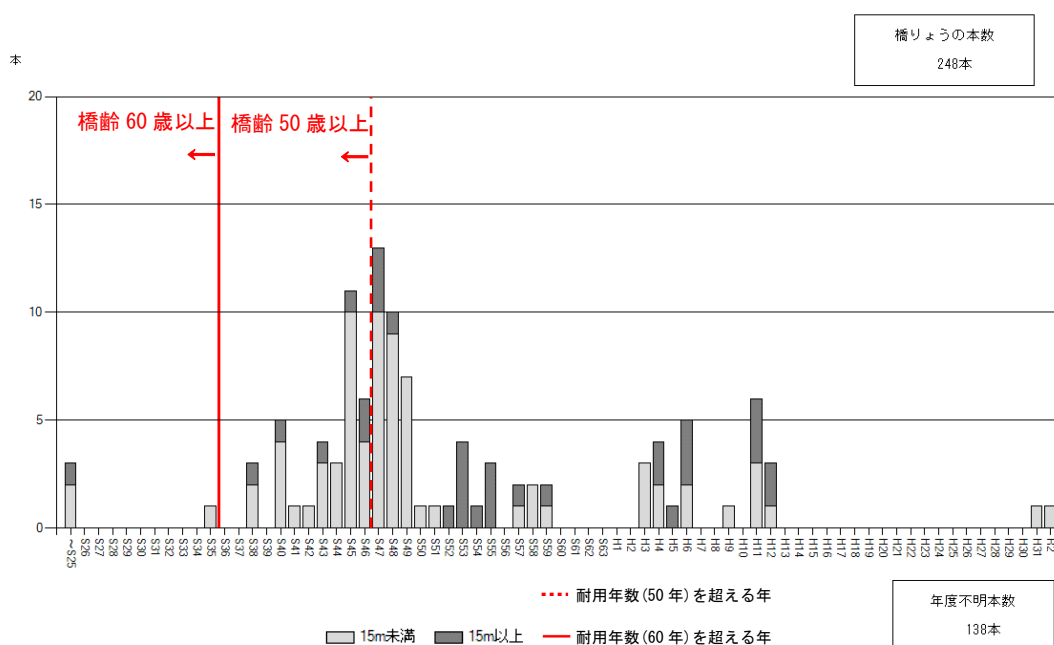
上水道管については、耐用年数（40 年）を超える管が 6.2%と少ないものの、令和 8 年度には 17.4%、令和 18 年度には 62.4%が耐用年数を超えることになり、計画的な更新が必要になってきます。

下水道の污水管については耐用年数（50 年）を超える管は今のところありませんが、布設後 30 年を超える管路をみると現在の 40.7%から令和 8 年度には 60.0%に増加することになります。

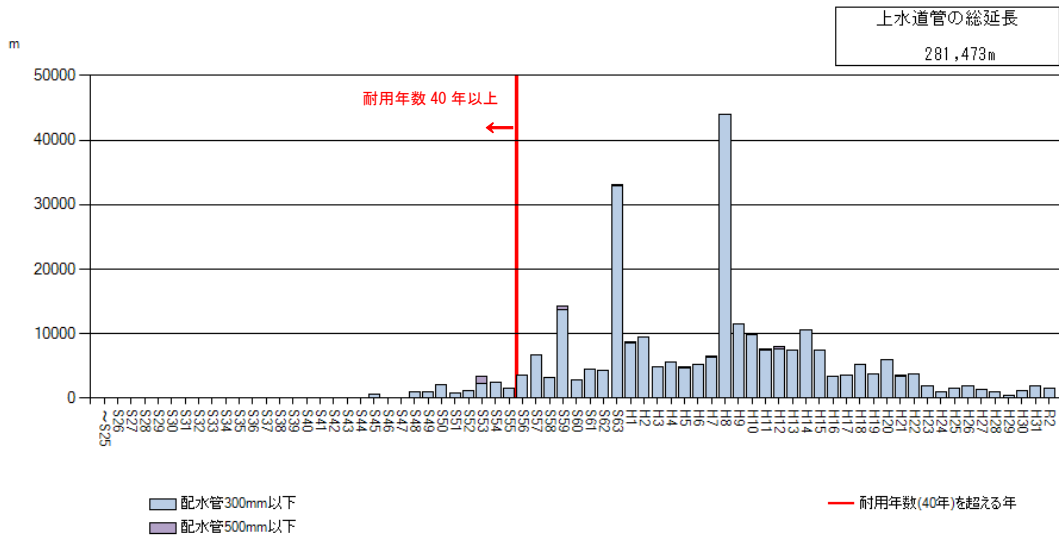
一般的に 30 年を超えると道路陥没の割合が顕著に増加する傾向があるとされており、更新等の対応が必要になってきます。

老朽化が顕著だった野球場などの運動公園施設は、平成 28 年度に野球場の大規模改修、平成 29 年度にテニスコートの大規模改修を実施したことにより、安全管理面を含めて改善が図られました。

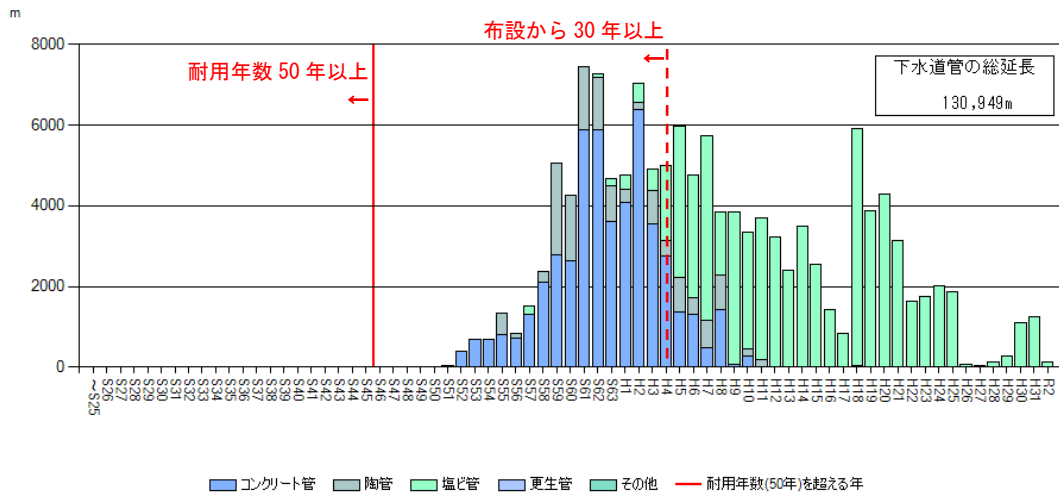
年度別整備数（橋りょう）



上水道施設の年度別整備状況



下水道施設の年度別整備状況



注：雨水管、農業集落排水処理施設の污水管は含まない。

2 人口・ニーズの現状と課題

本市の人口は、平成7年頃までは3万3,000人前後で推移してきました。しかし、少子化等の影響により徐々に減り始め、平成22年に3万人を割り込むなど、人口減少が急激に進んでいます。年代別にみると、子ども世代（15歳未満）と成年世代（15歳から64歳）が減少する一方で、高齢者世代（65歳以上）の増加が進み、人口に占める高齢者の割合が上昇しています。

平成2年度と令和2年度の比較では、総人口で6,717人と20.2%減少しています。年齢階層別の構成比では、子ども世代が51.6%、成年世代が33.9%減少し、高齢者世代は62.6%増加しています。

将来の見通しについては、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和17年度には令和2年度より24.0%減少し、2万1,000人を下回るとし、人口に占める高齢者の割合は41.7%となり、一層の高齢化が進むと推計されています。令和2年度の推計値は25,857人でしたが、国勢調査では26,543人と予想を上回っている結果から、実際の人口減少は推計値よりも緩和しています。

人口減少に伴い、これまで必要とされてきた公共施設に余剰が発生する可能性があります。反面、高齢者の増加により、新たなサービスの増加が予想されるとともに、公共施設のバリアフリー^{※13}化やユニバーサルデザイン^{※14}化などの安心・安全に施設を利用するための整備が求められます。

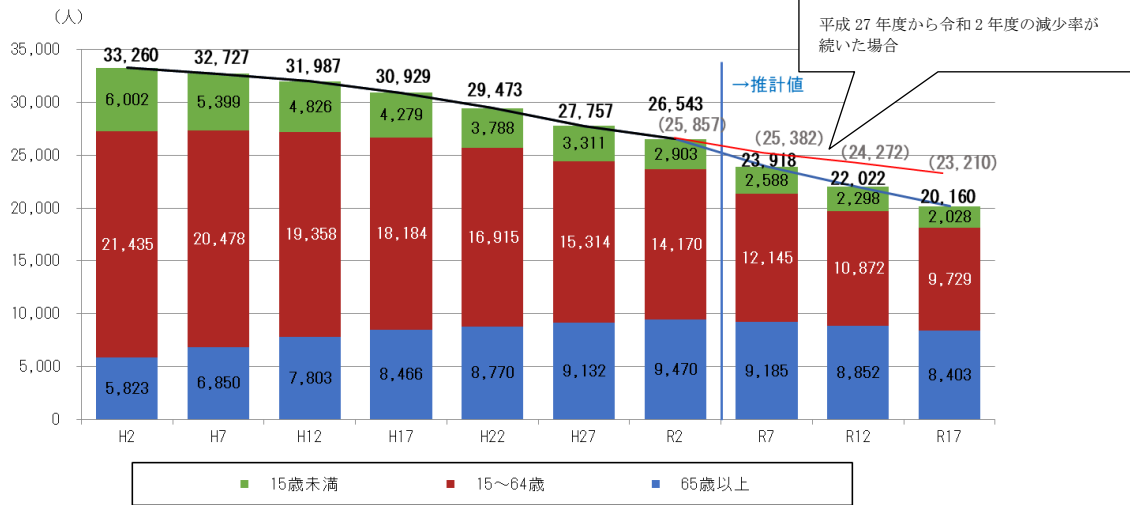
また一方で、子ども世代が減少しているものの、子育て支援については「子ども・子育て関連3法^{※15}」の法整備のもと、新たな需要に対応していくことも必要になっています。

※13 バリアフリー：障がい者や高齢者などの社会的弱者に対し、物理的または精神的な障壁を取り除くこと。

※14 ユニバーサルデザイン：文化、言語、性別、年齢や障害に関わらず利用を可能にする設計思想のこと。

※15 子ども・子育て関連3法：幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを趣旨とし、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法。

人口の推移と今後の推計



人口の推移と今後の推計

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17
人口総数	33,260	32,727	31,987	30,929	29,473	27,757	26,543	23,918	22,022	20,160
15歳未満	6,002	5,399	4,826	4,279	3,788	3,311	2,903	2,588	2,298	2,028
15～64歳	21,435	20,478	19,358	18,184	16,915	15,314	14,170	12,145	10,872	9,729
65歳以上	5,823	6,850	7,803	8,466	8,770	9,132	9,470	9,185	8,852	8,403
人口増減率 ^注	-0.7%	-1.6%	-2.3%	-3.3%	-4.7%	-5.8%	-4.4%	-9.9%	-7.9%	-8.5%
高齢化率 ^{※16}	17.5%	20.9%	24.4%	27.4%	29.8%	32.9%	35.7%	38.4%	40.2%	41.7%

注：人口の増減率は各年 5 年前との比較

資料：国勢調査（総務省統計局 令和 3 年 11 月 30 日公表値）、国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年 3 月 30 日公表）

※16 高齢化率：65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合のこと。

3 財政の現状と課題

当市では、昭和 50 年代前半から社会資本整備を集中的に行ってきたことなどによる地方債^{※17}残高の累増で公債費が激増し、平成 15 年度からは多額の財源不足が生じる見込みとなっていたため、平成 12 年度に行財政改革大綱及び行財政改革推進実施計画を策定し、平成 13 年度から平成 17 年度までの期間、業務の民間委託の推進や定員管理の適正化等に取り組んできました。

また、平成 17 年度には「長井市自立計画」及び「長井市行財政改革集中プラン 2006～集中プラン」を策定し、定員管理や給与の適正化、事務事業の見直し、民間委託等により、さらなる行財政改革に取り組み、財政健全化を進めてきました。この結果として、平成 19 年度末に 562 万円となっていた財政調整基金^{※18}残高は、平成 27 年度末では 10 億 235 万円となり、財源の年度間調整等の機能を回復することができました。

近年では、社会保障関係経費の増大に伴う扶助費の増加や老朽化した公共施設等の更新に要する経費として投資的経費や公債費の増加がみられ、加えて新型コロナウイルス感染症対策関係事業等に要する経費の負担等の影響で、令和 2 年度末の財政調整基金残高は 3 億 6,829 万円となっています。

(1) 歳入

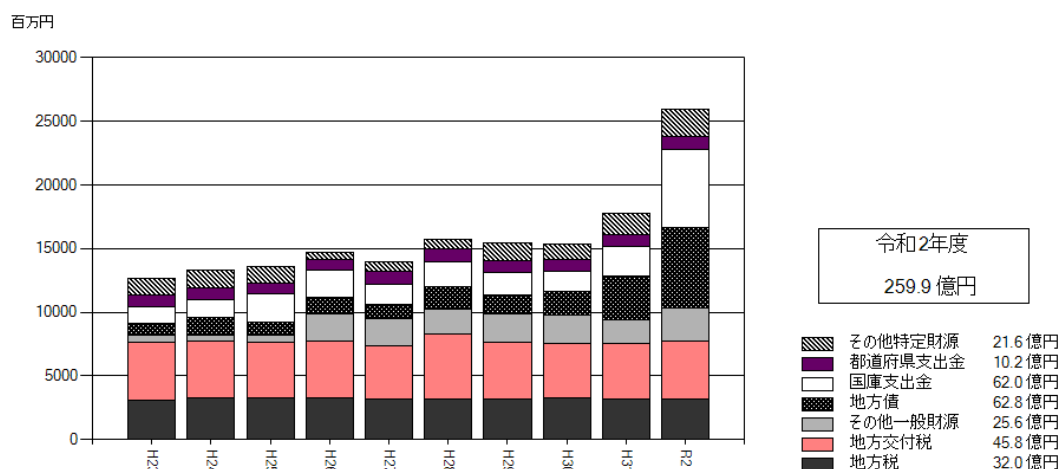
歳入は全体的に増加傾向にありますが、令和 2 年度には 259.9 億円と令和元年度比で 46.7%の増加となりました。これは、主に新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金事業に伴う国庫支出金や新庁舎整備事業等に活用した市債が増加したためです。

基本的な財源である市税は、近年は 32.0 億円程度となっていますが、今後は人口減少等の影響により、徐々に減少していき、令和 7 年度頃には 30.7 億円程度で推移していくものと試算しています（長井市中期財政見通しより）。地方交付税については、近年は増加傾向にあり令和 2 年度には 45.8 億円となっていますが、今後は 48 億円前後で推移していくものと試算しています。

※17 地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。

※18 財政調整基金：自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。

歳入決算額の推移（普通会計決算）



(2) 歳出

歳出は全体的に増加傾向にあります。令和2年度は特に補助費等や物件費で増加しています。これは新型コロナウイルス感染症対策の特別定額給付金事業等の影響によるものです。

扶助費は、障害者自立支援給付費や児通所給付費の報酬改定、利用者の増加等もあり、令和2年度では25.7億円と増加しています。

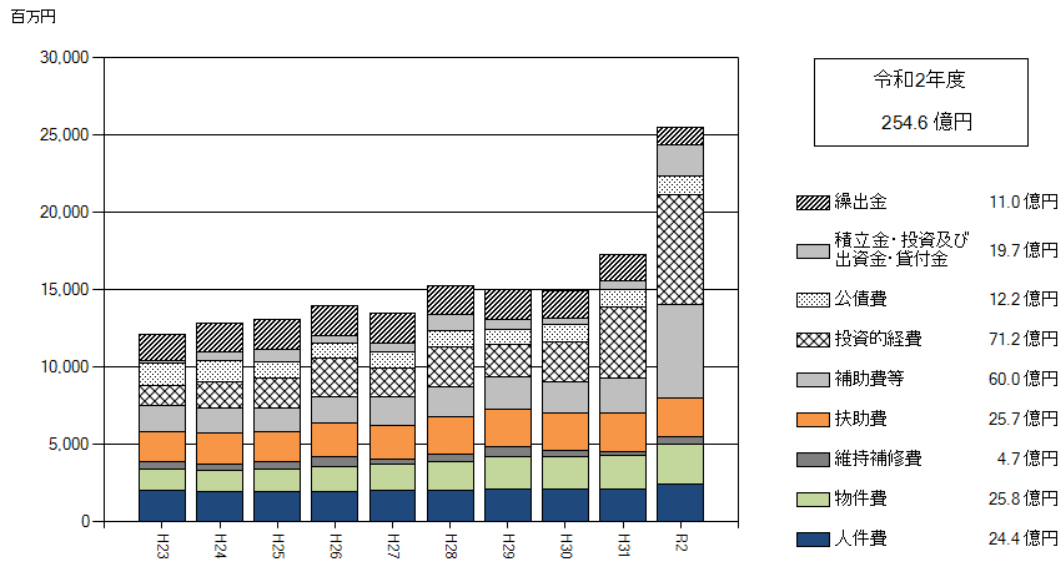
一方、公債費は令和2年度では12.2億円となっており、今後は増加が見込まれますが、適宜繰上償還等を行うことにより増加しないように努めていきます。

また、投資的経費^{※19}をみると、近年は新市庁舎整備や老朽化した公共施設の更新等により、大きく増加しています。

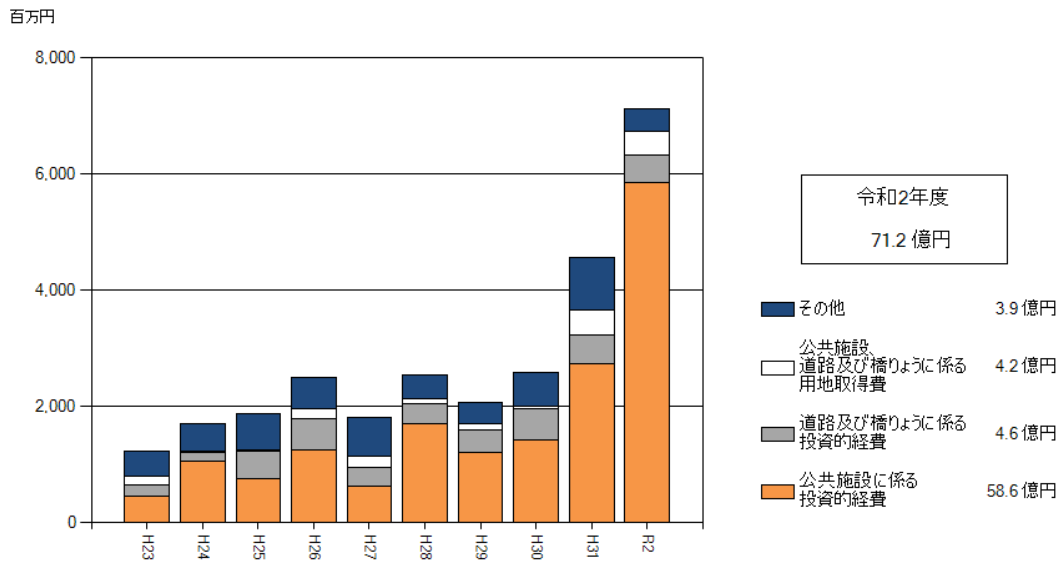
今後も扶助費、公共施設等の更新による投資的経費及び公債費の増加が見込まれ、財源の確保や財政負担の軽減・平準化が課題となります。

※19 投資的経費：支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、普通建設事業、災害復旧事業などがこれに該当する。

歳出決算額の推移（普通会計決算）



投資的経費の推移（普通会計決算）



4 過去に行った公共施設等に関する取り組みの実績

「長井市公共施設等整備計画」（平成 28 年 11 月）策定後、長寿命化等に資する修繕・改善事業等の主な実績は以下のとおりです。

(1) 公共建築物

1) 保健・福祉系施設（保健センター、児童センター等）

実施年	事業内容
H28	豊田地区学童クラブの整備
H28	西根学童クラブ移設工事
H29	すみれ学園冷暖房設置工事

2) 学校教育系施設（小学校 6 校、中学校 2 校、給食共同調理場）

実施年	事業内容
H28	平野小大規模改修
H29	平野小屋内運動場大規模改修
H30	旧長井小第一校舎耐震工事
R2	給食共同調理場整備

3) 産業系施設（コンポストセンター、あやめ会館、古代の丘等）

実施年	事業内容
H28	観光交流センター整備
H29	コンポストセンター大規模改修
R1	こぶし荘解体

4) 文化・社会教育系施設（コミュニティセンター、市民文化会館、図書館等）

実施年	事業内容
H28	西根地区・平野地区公民館トイレ改修
H29	長井市立図書館温風暖房改修工事
H29	中央地区公民館非常口改修工事
R1	西根コミュニティセンター自動ドア修繕
R2	市民文化会館大規模改修
R2	勤労青少年ホーム低圧幹線絶縁改修

5) スポーツ・レクリエーション系施設

(生涯学習プラザ、市民体育館、武道館等)

実施年	事業内容
H28	置賜生涯学習プラザ地下タンクライニング工事
H28	市民平野体育館屋根塗装工事
H30	プラザプールろ過機取替工事
H30	プラザ地下タンク油配管修繕工事
R2	学習プラザ浄化槽建屋外部改修工事

6) 住宅施設 (市営住宅、定住促進住宅)

実施年	事業内容
H28	中道南団地屋根外壁修繕
R1	貝崎団地屋根外壁修繕
R1	しゃくなげ寮 (精神障害者社会復帰共同住宅) 解体

7) 行政系施設 (本庁舎、旧本庁舎、旧第二庁舎、旧教育庁舎等)

実施年	事業内容
R2	新庁舎整備

8) 企業会計等施設

(公共下水道管理センター、農業集落排水処理施設、上水道施設)

実施年	事業内容
H29	公共下水道管理センター長寿命化工事 (機械・電気設備)
H30	公共下水道管理センター長寿命化工事 (受変電設備)
R2	公共下水道管理センター長寿命化工事・耐震化工事

9) その他施設 (緑ヶ丘斎場、公衆トイレ、医師住宅等)

実施年	事業内容
H29	白兔駅トイレ照明設置工事
H30	緑ヶ丘斎場大規模改修
R2	旧病院医師住宅 16号 (舟場) 解体

(2) インフラ施設

1) 道路・河川（市道、林道、橋りょう、トンネル、準用河川）

実施年	事業内容
H28	市道小屋敷線道路改良工事
H28	山ノ神橋橋梁補修工事
H28	市道神明野川線道路改良工事
H28	大樋川整備事業
H29	市道金井神線道路改良工事
H29	市道大沢線道路改良工事
H29	花作川水路整備工事
H29	舟橋橋梁補修工事
H30	高張トンネル補修工事
H30	市道築地線道路改良工事
H30	市道唐梅白兔線道路改良工事
R1	大土井橋橋梁補修工事
R1	道路舗装長寿命化工事（小出南線・神明野川線）
R1	金井神水路整備工事
R2	トンネル照明灯改修工事
R2	長井駅前線道路改良工事
R2	瑞穂橋橋梁補修工事
R2	市道川原屋敷若宮線道路改良工事
R2	道路舗装長寿命化工事（小出南線・野川谷地線）

2) 公園（都市公園、河川公園）

実施年	事業内容
H30	松ヶ池公園整備
R1	白川河川緑地整備
R2	最上川河川緑地公園整備

3) 墓地・霊園

H28 以降の取り組み実績なし

4) 上下水道施設

実施年	事業内容
H28	長井市観光交流センター工事に伴う配水管布設替工事
H28	館町南地内汚水枝線管路布設工事
H29	市道金井神線改良工事に伴う配水管布設替工事
H29	館町北地内汚水枝線管路布設工事
H30	市道舟場清水町線配水管布設替工事
H30	堀切南台線汚水管路布設工事
R1	市道今泉時庭線 白川橋添架送水管布設替工事
R1	四ツ谷地内汚水枝線管路布設工事
R2	市道平山境町線他送水管布設替工事

5) スポーツ施設

実施年	事業内容
H28	野球場の大規模改修
H29	長井市テニスコート改修工事
H29	市営スキー場改修工事

5 施設保有量の推移

(1) 公共建築物

公共建築物の延床面積は平成28年度から令和2年度までに13,260.85㎡増加しています。

老朽化による施設の解体や売却、移管などにより延床面積の減少もありましたが、長井市観光交流センターや給食共同調理場、市役所新庁舎などの施設が増加しました。

公共建築物の施設保有量の推移

施設類型	延床面積 (㎡)			主な増減施設
	平成28年度	令和2年度	増減	
保健・福祉系施設	7,242.66	6,956.36	△286.30	(減)旧すみれ学園 (減)しゃくなげ寮 (増)豊田学童クラブ (増)西根学童クラブ
学校教育系施設	49,156.00	49,953.71	797.71	(減)旧長井小学校第1校舎 (減)長井小学校昇降口 (増)長井小学校管理棟 (増)給食共同調理場
産業系施設	3,678.09	4,328.84	650.75	(減)こぶし荘 (増)長井市観光交流センター
文化・社会教育系施設	15,510.26	18,244.89	2,734.63	(増)旧長井小学校第1校舎
スポーツ・レクリエーション施設	14,650.63	14,900.22	249.59	(増)長井市野球場管理棟 (増)あやめ公園運動広場管理棟 (増)テニスコート管理倉庫
住宅施設	15,566.03	16,459.17	893.14	(増)定住促進住宅ながいきた
行政系施設	5,441.46	14,217.66	8,776.20	(増)市役所 新庁舎
企業会計等施設	8,753.00	8,753.00	0.00	
その他施設	3,278.12	2,723.25	△554.87	(減)旧病院医師住宅16号 (減)長井駅公衆トイレ (減)長井駅駐輪場
計	123,276.25	136,537.10	13,260.85	

(2) インフラ施設

インフラ施設の保有量は、都市公園である生涯プラザ運動公園や最上川こいで河川公園が新しく建設されたことから増加しています。

また、橋りょうは令和元年度の橋梁長寿命化修繕計画の改定に伴い橋数は減少しましたが、長大橋が市道に移管になったため延長は増加しています。

インフラ施設の施設保有量の推移

施設類型	延面積 (㎡) ・延長距離 (m)				主な増減施設
	平成 28 年度	令和 2 年度	増減	単位	
道 路	496,848	500,780	3,932	m	(増) 市道今泉時庭線
橋りょう	2,498	2,792	294	m	(増) 白川橋
トンネル	1,174	1,174	0	m	
林 道	41,410	41,410	0	m	
河 川	23,670	23,670	0	m	
公 園	276,315	398,443	122,128	㎡	(増) 生涯プラザ運動公園 (増) 最上川こいで河川公園
墓地・霊園	21,756	21,756	0	㎡	
上水道 (配水管)	275	281	6	km	
下水道 (污水管)	128	131	3	km	
下水道 (雨水管)	7.5	5.2	△2.3	km	(減) 準用河川との重複区間を精査
農業集落排水処理 施設 (污水管)	25.8	26.2	0.4	km	
浄 化 槽	591	804	213	基	
スポーツ施設	201,613	201,537	△76	㎡	(減) あやめ公園テニスコート 改修に伴い面積を精査

6 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建築物や工作物等）の取得価額（または再調達価額）に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することが可能です。

なお、有形固定資産減価償却率が100%に近いほど償却が進んでおり、保有資産が法定耐用年数に近づいていることとなります。

施設類型別にみると、令和元年度において保健・福祉系施設で70%を超えており、スポーツ・レクリエーション系施設、住宅施設、その他施設で60%を超えています。

一方で、平成28年度時点では70%を超えていた文化・社会教育系施設は「旧長井小学校第一校舎」や「市民文化会館」の改修により令和2年度には50%を下回り、「長井市観光交流センター」を整備した産業系施設は70%台から50%台に低減、「市役所 新庁舎」を整備した行政系施設は60%台から10%を下回る結果となっています。

施設類型別の有形固定資産減価償却率の推移

施設類型	平成28年度		令和2年度		増減
	施設数	減価償却率	施設数	減価償却率	
保健・福祉系施設	17	67.4%	16	73.5%	6.1%
学校教育系施設	29	67.5%	31	58.0%	△9.5%
産業系施設	8	71.2%	8	53.8%	△17.4%
文化・社会教育系施設	22	79.1%	23	46.5%	△32.6%
スポーツ・レクリエーション系施設	16	59.8%	19	68.2%	8.4%
住宅施設	21	67.1%	22	69.0%	1.9%
行政系施設	13	65.5%	17	6.5%	△59.0%
企業会計等施設	13	51.7%	13	57.4%	5.7%
その他施設	30	72.9%	25	67.1%	△5.8%
計	169	67.2%	174	52.3%	△14.9%

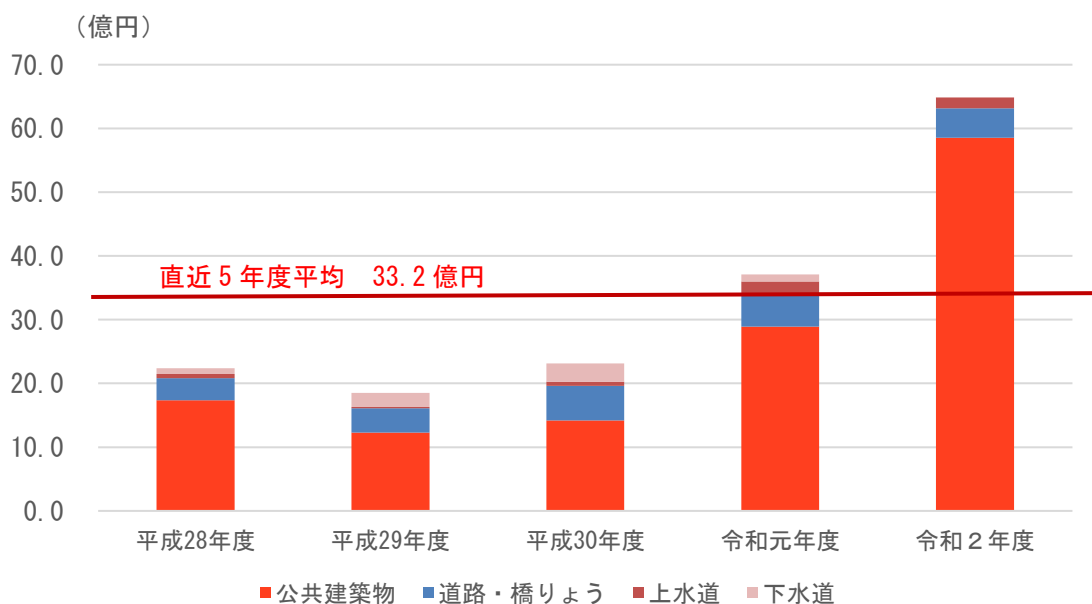
第3章 公共施設等の更新費用の将来見通し

1 現在要している投資的経費

現在、市が要している公共施設等に関する更新費用については、平成28年度から令和2年度までの直近5年間の「投資的経費」の平均値で考えることができます。

平成28年度から令和2年度までの直近5年間の実績額は、公共建築物に係る投資的経費が26.3億円/年度、道路及び橋りょうに係る投資的経費が4.4億円/年度、上水道に係る投資的経費が1.1億円/年度、下水道に係る投資的経費が1.4億円/年度となり合計で33.2億円/年度となります。

現在要している投資的経費



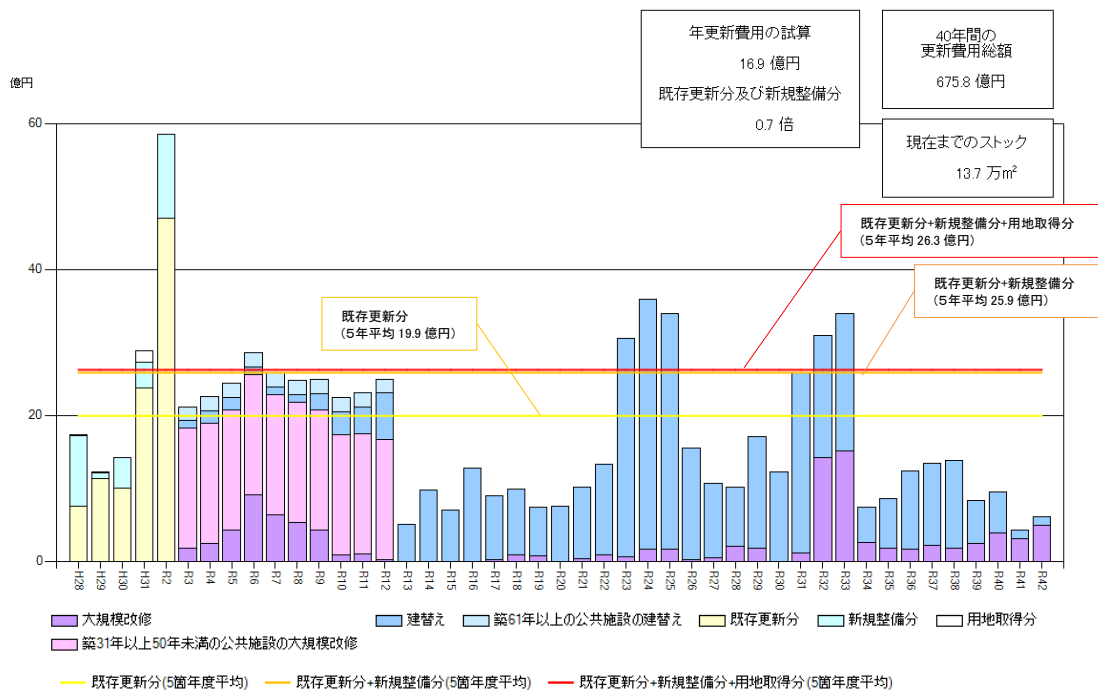
2 従来型の維持管理に係る将来更新費用の見込み

一般財団法人地域総合整備財団が公開した簡易に公共施設等の更新費用を推計できる「公共施設等更新費用試算ソフト」を活用し、従来通りの事後保全型管理をした場合における事業費の推計を行います。

更新費用を推計した結果、公共建築物については、現在の施設を現在と同様の規模で大規模改修や建替えを行いながら維持し続けた場合の総額は今後40年間で675.8億円（年平均額16.9億円）となります。

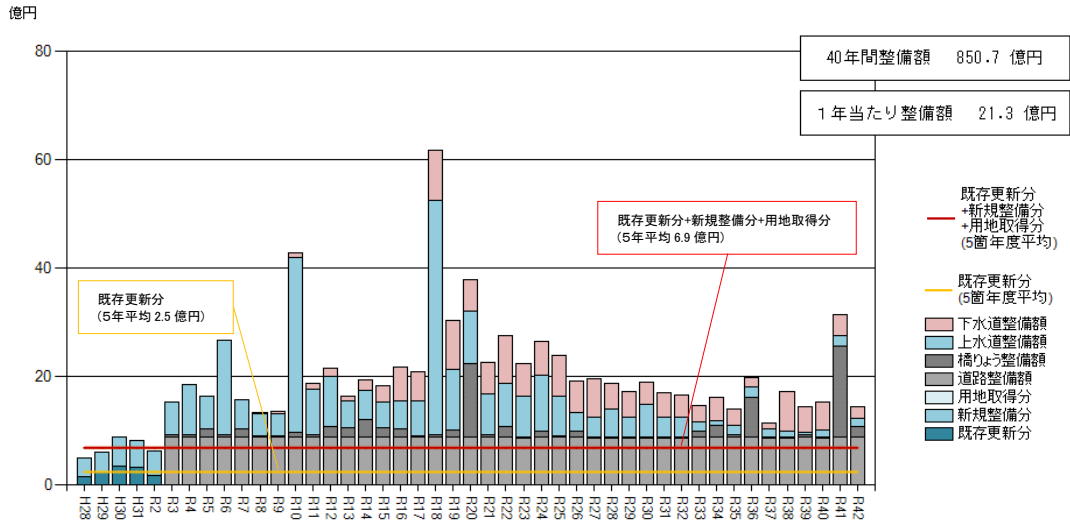
同様にインフラ施設（道路・橋りょう・上水道・下水道(污水管)）について試算したところ、今後40年間の費用は850.7億円（年平均額21.3億円）となります。

公共建築物の将来更新費用の推計



- ・耐用年数 60 年での更新を前提に整備年度の床面積に施設種類別の更新単価を乗じて算出している。
- ・あくまで更新費用試算ソフトによる試算であり、実施段階における個別の施設に必要な改修・更新費用を積み上げた場合と差が生じる。

インフラ施設（道路、橋りょう、上下水道）の将来更新費用の推計



- ・道路は15年で更新する前提で計算、橋りょうは耐用年数60年で更新する前提で計算している。
- ・上水道管については、耐用年数40年で更新する前提で計算している。
- ・下水道管は耐用年数50年で更新する前提で計算している。
- ・あくまで更新費用試算ソフトによる試算であり、実施段階における個別の施設に必要な改修・更新費用を積み上げた場合、差が生じる。

3 長寿命化対策を反映した場合の見込み

本市で策定済み及び策定中の公共施設等に関する長寿命化計画（分野別個別施設計画）は以下のとおりです。

各計画において長寿命化等を行った場合の削減見込みは、公共建築物で1年度当たり2.78億円、インフラ施設で5.65億円となり、合計で8.43億円/年度のコスト削減見込みとなります。

長寿命化計画等の策定状況

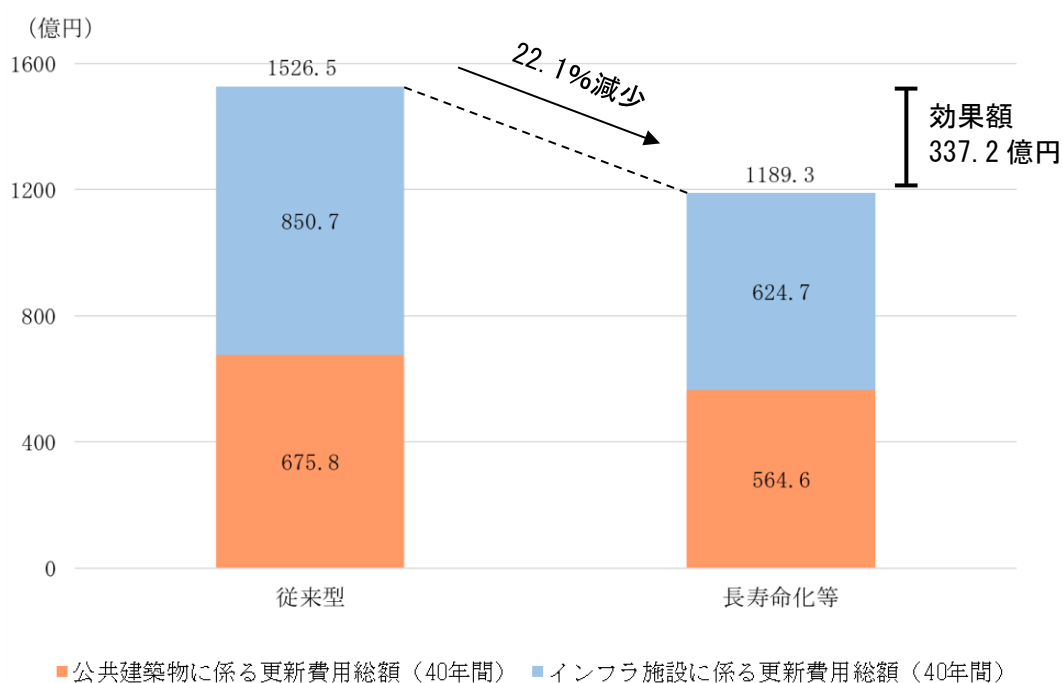
計画名	対象施設等 (計画期間)	40年間平均の維持・更新コスト(億円)		効果額 (億円)	
		従来型	長寿命化等		
長井市新庁舎建設 整備基本計画	本庁舎ほか5施設 (計画期間：平成29～37年度)	—	—	—	
長井市学校教育施設 長寿命化計画	長井小学校ほか7施設 (計画期間：令和3～12年度) (最適化検討期間：令和3～42年度)	6.64	4.40	2.24	
長井市文化・社会教育系施設 長寿命化計画	長井市民文化会館ほか3施設 (計画期間：平成31～70年度)	0.65	0.62	0.03	
長井市スポーツ施設等 長寿命化計画	置賜生涯学習プラザほか16施設 (計画期間：令和3～12年度) (最適化検討期間：令和3～42年度)	2.43	1.94	0.49	
長井市市営住宅等 長寿命化計画	貝崎団地ほか8団地(25棟、194戸) (計画期間：平成25～34年度)	0.12	0.10	0.02	
公共建築物				効果額 小計	2.78
長井市都市公園 長寿命化計画	あやめ公園ほか6公園 (計画期間：平成25～34年度)	0.69	0.67	0.02	
長井市橋梁 長寿命化修繕計画	竜神大橋ほか247橋 (中長期修繕期間：令和3～52年度) (短期修繕期間：令和3～12年度)	1.04 (50年平均)	0.61 (50年平均)	0.43	
長井市横断歩道橋 長寿命化修繕計画	今泉歩道橋 (計画期間：令和4～8年度)	—	—	—	
舗装の個別施設計画	道路管理延長：498.5km (計画期間：令和元～1年度)	0.33	0.27	0.06	
長井市道路トンネル 長寿命化修繕計画	高張トンネルほか1本 (計画期間：令和2～11年度)	—	—	—	
長井市農業集落排水施設 最適整備構想	大久保地区及び今泉地区 の管路施設・汚水処理施設 (計画期間：令和3～42年度)	0.35	0.33	0.02	
長井市水道事業ビジョン	上水道施設 (計画期間：平成29～38年度)	8.68 (100年平均)	4.38 (100年平均)	4.30	
長井市下水道 ストックマネジメント計画	下水道施設 (計画期間：平成29～33年度)	2.82	2.00	0.82	
長井市林道施設 長寿命化計画	二府線1号橋ほか6橋 (計画期間：令和3～7年度)	—	—	—	
インフラ施設				効果額 小計	5.65
公共建築物 + インフラ施設				効果額 合計	8.43

4 長寿命化対策の効果額

前々項「2 従来型の維持管理に係る将来更新費用の見込み」で算出した40年間でかかる更新費用は、公共建築物が675.8億円、インフラ施設は850.7億円、合わせて1,526.5億円となりました。

一方、前項「3 長寿命化対策を反映した場合の見込み」では、各種の長寿命化計画で算出された長寿命化等の対策の効果額の総額は、年間で8.43億円程度と見込まれ、今後40年間換算で337.2億円の効果額が見込める計算となります。

今後40年間の長寿命化対策の効果額の見込み



第4章 公共施設整備計画の必要性

1 財政の視点

昭和40年代から50年代にかけて整備した公共施設については、築30年以上を経過した施設が7割以上を占め、老朽化が進んでいます。これらの施設の多くは大規模改修または更新をしなければならない時期を迎えています。

少子高齢化・人口減少社会の進行により、税収の減少や公共施設利用者の減少が予想される中、これらの更新費用を確保していくことは容易なことではなく、全ての施設を現在と同様に維持していくことは財政の大きな負担となることが予想されます。

「公共施設等更新費用試算ソフト」を使用して更新費用を試算したところ、現在の公共建築物すべてを現在と同様の規模で大規模改修や更新をしながら維持し続けた場合、今後40年間で総額675.8億円（年平均額16.9億円）を要する結果となりました。直近5年間（平成28年度～令和2年度）の公共建築物に係る投資的経費の年平均額は26.3億円であるため、従来どおりの支出で維持・更新が可能と見込まれます。

一方、インフラ施設については、今後40年間で850.7億円（年平均額21.3億円）を要する結果となり、直近5年間（平成28年度～令和2年度）の投資額6.9億円との比較では14.4億円が不足することになります。

また、「公共施設等更新費用試算ソフト」の試算対象としていないトンネル、林道、河川、公園、墓地・霊園、下水道（雨水管・農業集落排水処理施設汚水管）、浄化槽、スポーツ施設などのインフラ施設についても更新費用が生じますので、インフラ施設全体の不足額はより大きくなるものと見込まれます。

これらの試算からも分かるように、公共建築物とインフラ施設を合わせて考えた場合、現在と同様に施設を維持していくことは困難になると考えられます。今後も市民サービスを低下させることなく施設の更新を行っていくためには、分野別の長寿命化計画（個別施設計画）で示した対策等を計画的に実施するとともに、その他分野の長寿命化計画の策定を推進するなど、更なる財政負担の軽減や平準化を図っていく必要があります。

2 まちづくりの視点

平成 27 年度 9 月に、急速に進む人口減少に的確に対応していくため、「まち・ひと・しごと創生法」の趣旨に基づき『長井市人口ビジョン^{※20}』『長井市まち・ひと・しごと創生総合戦略』(総合戦略^{※21})を策定し公表しました。長井市の魅力を高め、ひとの循環・交流を強くするために、「教育・子育て」を軸に「移住・定住・交流」、「雇用・働く場」、「まちづくり・地域づくり」の好循環で子どもや子育て世代にとって魅力あるまちをつくっていくことを目指しています。

このうち、「まちづくり・地域づくり」では、中心部においては、令和 3 年 3 月に内閣総理大臣の認定を受けた「第 2 期長井市中心市街地活性化基本計画^{※22}」に基づき、「都市機能の充実」「まちなかの回遊機能の向上」「賑わいの創出」の 3 つを目標とし、持続性のある賑わいと新たな活力を生み出すまちの実現に向けて官民一体となって取り組んでいます。

これらのまちづくりにおいて、公共施設の配置や公共施設の老朽化対策は欠かせない課題であり、市民や観光客にとって魅力的なまちを構築するために計画的な整備を進めていく必要があります。

※20 人口ビジョン：人口動態の分析や将来人口を推計したもの。改訂：令和 2 年 3 月。

※21 総合戦略：平成 27 年度を初年度とする以後 5 か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。最終改訂：令和元年 5 月

※22 中心市街地活性化基本計画：中心市街地の衰退や空洞化の是正に取り組む自治体が策定する計画。「中心市街地の活性化に関する法律」(平成 10 年)に基づき、国から計画の認定を受けると様々な補助を受けることができる。令和 3 年 3 月 30 日に第 2 期計画が内閣総理大臣より認定済み。

第5章 公共施設等整備方針

1 基本的な考え方

公共建築物については、築30年以上を経過し老朽化している施設が多く、今後も施設を良好な状態で使用していくためには、適切に維持管理をしていく必要があります。また、バリアフリーへの対応や、耐震基準などの安全性の向上、省エネルギーへの対応など、時代の変化に応じて施設に求められる機能が多くなっており、それに伴う施設の改修等が必要になっています。

道路・上下水道などのインフラ施設は日常生活に不可欠なものであり、安全性の確保を図るとともに、安定的な供給が求められます。

少子高齢化・人口減少が見込まれる状況においては、税収の減少や扶助費の増加など、市の歳入・歳出の構造が変化していくことが想定されます。市民ニーズの変化を的確にとらえ、必要となる公共施設を将来にわたり維持させるため、今ある施設を有効に活用して、施設整備にあたっては財政の健全性を損なわない投資を行い、人口減少社会に対応した持続可能な市民サービスの提供を目指します。

そのため、以下の考え方を基本にして、公共施設整備を進めていきます。

(1) 全ての公共施設を対象として、中長期的な視点からの整備

市で保有する全ての公共建築物とインフラ施設を対象として、社会的ニーズの変化や人口減少や高齢化社会を見据えて、中長期的な視点に立ち、必要性等を検討したうえで整備を行っていきます。

(2) データの一元化と全庁をあげた問題意識の共有

公共施設に関するデータはそれぞれの部署で個別に管理されており、データの統一や整理がなされていない状況にあります。また、財産台帳があるものの施設を管理する上での必要事項が網羅されているとは言えない状態で管理されています。施設の基本的なデータに加えて、維持管理コストや利用状況も含めて現状把握を行い、データを一元化し全庁的に問題意識を共有していきます。

(3) 財政と連動した整備

改修や更新にかかるコストの試算を行い、財政負担の平準化や財源確保の見通しを踏まえた整備を行います。

(4) 市民・民間事業者との情報の共有・協働の推進

公共施設の現状や課題などのデータを公開することにより、市民と行政とが情報の共有化を図り、市民との協働や連携による施設運営管理のあり方や、民間のノウハウなどを取り入れた効果的・効率的な施設の整備を推進します。

(5) 計画の見直し

時代の変化に対応しながら多様化するニーズに的確に応え、効率的な整備を行っていくため、PDCAサイクル^{※23}に基づいた進行管理を行うとともに、社会経済情勢や地方財政対策等が大きく変動するおそれがある場合は適宜計画の見直しを行います。

2 基本方針

(1) 維持管理・更新の方針

1) 維持管理

老朽化が進んでいる施設のうち継続して使用する施設については、壊れてから直すという事後保全型の維持管理から、標準的な修繕周期を踏まえた計画的な予防保全型としての修繕を行うこととし、効率的な維持管理を実現するため、経常的な修繕と計画修繕を実施します。

2) 更新

公共施設等の更新については、大きな財政負担を要するため、市民をはじめとした利用者の的確なニーズや維持管理の方策等を十分に考慮し、施設の修繕や改修、新設などにあたっては、ライフサイクルコスト^{※24}に配慮した計画、設計・工法を導入し、適切な耐久性の確保に努めます。

また、役割を終えたと考えられる施設については除却し、跡地の有効利用を図り、施設によっては用途の転換の可能性も検討していきます。

※23 PDCA サイクル：事業活動における管理業務を円滑に進める手法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

※24 ライフサイクルコスト：施設費用を、企画、設計に始まり、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでをトータルして考えたもの。生涯費用。

(2) 点検・診断の方針

公共施設の多くは不特定多数の利用があるとともに、有事の際の避難施設となり、学校教育系施設や子育て支援施設など、市民の生活を支える施設として、十分な安全性・機能性を有することが求められているものであり、施設の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、常時健全な状態を維持できるよう、定期的に点検を行い、適切な維持管理に努めていくことが必要です。

1) 日常的な点検・診断

施設の安全性の点検や診断など施設管理者による日常的な点検を実施し、点検結果を基に、必要に応じて専門業者等による詳細診断などを実施し、適切な管理に努めます。

2) 施設における定期点検の義務

施設の建物、設備については、建物の劣化・損傷の状況や防火上必要な構造物が撤去されていないかなど安全性や適法性を確保し、非常警報・屋内消火栓等の消防設備の動作状況など、様々な事項について関係法令等で定期点検等を実施することが義務となっています。

施設管理者は、法令に基づく定期点検等を実施し、また、自ら定期的に見回るなど適切な維持管理に努めています。今後もこれまで実施してきた施設・設備の継続的な点検を実施してきます。

3) 有資格者による定期点検の実施

今後もこれまでに実施してきた資格を有する担当者による建築基準法第12条第2項及び第4項の規定による施設の建物、設備の定期点検を実施していきます。

(3) 安全確保の方針

公共建築物を更新する際には、ハザードマップなどを参考に、必要に応じてより安全性の高い場所への移転・統合を検討します。

道路や下水道といったインフラ施設については、施設の新設や更新等の際に、耐久性や耐震性の向上を図ります。

なお、点検・診断等で危険性が認められた施設については、使用制限等を行い、緊急修繕・更新等や解体撤去など適切な措置を速やかに実施していきます。

(4) 耐震化の方針

新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建築した施設については、利用状況の高い施設や重要度に応じて耐震診断を行い、必要に応じて耐震化を図っていきます。

(5) 長寿命化の方針

厳しい財政状況の下、従来の建替えを中心とした老朽化対策では対応が困難であり、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を実現するため、各種個別施設計画に基づく「長寿命化」への転換を図ります。

また、可能な限り公共施設を長期的に活用するため、老朽化による大規模な不具合が生じた後に修繕等を行う「事後保全」だけではなく、損傷が軽微な段階からの予防的な修繕等で、機能や性能の保持・回復を図る「予防保全」に努めます。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

障がい者や高齢者、妊婦・子供連れ、外国人等を含めた全ての人にとって暮らしやすいまちづくりを目指し、施設の改修及び更新等に当たっては、ユニバーサルデザイン化を進めます。

なお、ユニバーサルデザイン化の推進に当たっては、国が定める「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月）」の考え方を踏まえつつ、取り組みを進めます。

(7) 公共施設の脱炭素化の取組の方針

我が国では、2050 年カーボンニュートラルの実現とともに、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化など、様々な取組が求められています。

本市でも、脱炭素社会実現に向けて、公共施設整備の際には、太陽光発電の導入や建築物の ZEB^{※25}の実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入などを進めていきます。

※25 ZEB：Net Zero Energy Building の略称。一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物。

(8) 統合・廃止の方針

既存施設の有効利用を図り、既に整備に向け計画的に取り組みが進められているものや各種計画等に盛り込まれているものを除き、新規整備は出来るだけ抑制します。

また、新たなニーズに対応する場合には、既存施設の多目的化や複合化、転用を検討し、政策的に必要不可欠と判断し、新規整備が必要となる場合は施設総量の縮減を図りながら応えていくように努めます。

あわせて、市の施設としての必要性等を検討し、移譲や廃止などにより施設総量の縮減を図ります。

(9) 民間活力の活用方針

従来型の公共施設の整備手法のほか、「PPP/PFI」^{※26}など民間活力を活用した整備手法を検討し、改修・更新コストや管理運営コストを縮減します。

※26 PPP/PFI：公民が連携して公共サービスの提供を行う手法をPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）という。PPPのうち、代表的な手法の一つがPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）で、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。

3 具体的な取り組み

(1) 公共建築物

1) 点検による現状把握と安全確保

予防保全型の修繕等を可能にするため、また優先順位の判断基準としての施設評価を可能にするため、定期点検を実施し施設の現状把握に努めます。

点検により危険性が認められた施設については、早急な対応を行います。

2) 地方公会計（固定資産台帳）の活用

平成27年1月に総務省より財務書類の作成に関する「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示され、本市においては、平成27年度に固定資産台帳を整備しました。

今後は、この固定資産台帳を活用し、インフラ施設も対象に、保有する資産量や減価償却費等を把握し、適切な保有量の検討や施設の統廃合・再編など幅広い視点からコスト削減を進めていきます。

3) 施設評価の実施

施設の評価は、施設の状況を的確に把握したうえで、適切な管理の資料とするために実施します。また、更新・改修や長寿命化のための優先順位の設定や効果的・効率的な財源の投入を可能にするため、整備コストを平準化する基礎資料として利用します。さらに、利用状況や運営コストの情報を評価することにより、施設の転用や廃止などの判定のための資料とすることも可能になります。

4) 優先度の設定と整備コストの平準化

施設の機能に応じた重要度を設定し、施設の評価とあわせて優先度を総合的に判断します。計画的に保全することにより整備コストの平準化を図っていきます。

(2) インフラ施設

定期点検等により劣化進行等の状態を把握・評価するとともに、データの蓄積を行います。

4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共建築物

1) 保健・福祉系施設（保健センター、児童センター^{※27}等）

- ・保健センターと各地区児童センターは新耐震基準により設計されており安全性は確保されています。一部の部位（外壁・屋根など）で劣化が進んでいる箇所も見られますが、比較的良好に保たれており、適切な時期に予防保全型の対応により施設の長寿命化を図ります。
- ・その他の施設については老朽化が進んでおり、移譲や廃止等を検討したうえで必要な施設について整備を行います。
- ・学童クラブ^{※28}については、平成 27 年度に平野地区と伊佐沢地区の整備を実施し、平成 28 年度には豊田地区学童クラブの整備を行いました。西根地区及び致芳地区は、既存施設を利用し、市内全地区の整備が完了しました。今後は、適切な時期に予防保全型の対応により施設の長寿命化を図ります。
- ・季節や天候に左右されることなく利用できる屋内児童遊戯施設や多機能型図書館などを備えた複合施設を整備し、子育て環境の充実を図ります。
- ・児童発達支援事業所であるすみれ学園の園舎については、耐震化されておらず、老朽化も進んでいることから、児童発達支援を中心に市民のニーズに対応した受け入れも可能な施設として新たに整備します。

2) 学校教育系施設（小学校 6 校、中学校 2 校、給食共同調理場）

- ・市内小学校 6 校のうち、校舎については 5 校（長井小・致芳小・西根小・豊田小・平野小）、屋内運動場についても 5 校（長井小・致芳小・西根小・豊田小・平野小）で耐震改修や大規模改修が完了しました。伊佐沢小学校は平成元年度に完成した建物で耐震性は確保されています。南北中学校校舎及び屋内運動場については耐震診断の結果、耐震性が確保されていますが、建物の長寿命化を図るために、予防的な改修を行います。
- ・市内の学校施設は、災害時の避難所としても重要な施設であり、予防保全型の対応により施設の長寿命化を図ります。
- ・給食共同調理場は、令和 2 年度に新調理場が完成しました。旧調理場については解体を行います。

※27 児童センター：児童福祉法第 40 条に基づく、児童の健康増進、又は情緒を豊かにすることを目的にした児童厚生施設。長井市では、中央地区には認可保育所を配置し、周辺地域には保育所に代わるものとして児童センターを配置し、就学前児童の集団保育を行っている。

※28 学童クラブ：主に日中保護者が家庭にいない小学生児童（＝学童）を対象とし、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業。

3) 産業系施設

(コンポストセンター^{※29}、長井市観光交流センター、古代の丘等)

- ・コンポストセンターは設備を中心に事後保全型の修繕を実施していますが、事業がスタートして20年以上が経過し、整備費用の負担が大きいことや時代の変化等を踏まえ、バイオマス発電等の可能性を含めて今後の整備を検討していきます。
- ・長井市観光交流センターは、平成29年度から供用を開始していますが、必要に応じて適宜改修を行い、施設の長寿命化を図ります。
- ・あやめ会館の改修等については、公園全体の計画を検討する中で方向性を決定していきます。
- ・タスは、産業振興の拠点施設であることから、建物が持つ機能・施設を最大限に活用できるように再整備し、新産業の創出や地場産業との協業と共創を促進させます。
- ・新産業団地は、現在整備が進められている新潟山形南部連絡道路と現一般国道113号が交差する今泉地区に幅広い産業の集積を図る場として整備を進めます。
- ・その他の施設については適切な時期に予防保全型の対応により長寿命化を図るとともに、施設によっては転用や移譲・廃止を検討したうえで、必要な施設については整備を行います。

4) 文化・社会教育系施設(コミュニティセンター、市民文化会館、図書館等)

- ・各コミュニティセンターは比較的良好に保たれていますが、今後劣化の進行が予想されるため、適切な時期に予防保全型の対応により長寿命化を図ります。
- ・市民文化会館は、令和2年度に大規模改修が完了し、耐震性や安全性が改善しました。今後は、予防保全型の対応により長寿命化を図ります。
- ・図書館は他の施設との複合化に向けて、整備を進めています。整備後は、施設の移譲や廃止の対応を行います。
- ・その他の施設については、適切な時期に予防保全型の対応により長寿命化を図るとともに、施設によっては転用や移譲・廃止を検討したうえで、必要な施設については整備を行います。

※29 コンポストセンター：家庭で発生した生ごみを堆肥化し、地域の農業に還元利用する長井市の「レインポープラン」における生ごみ堆肥化処理施設。

5) スポーツ・レクリエーション系施設

(長井市置賜生涯学習プラザ、長井市民体育館、武道館等)

- ・長井市置賜生涯学習プラザは防災施設としても重要であり、適切な時期に予防保全型の対応により長寿命化を図ります。
- ・体育館や武道館は事後保全型の修繕を実施していますが、老朽化が進んでいる施設もあり、適切な時期に予防保全型の対応により長寿命化を図ります。
- ・西根体育館と平野体育館は建築後 50 年以上が経過し老朽化が進み、耐震性も確保されていないため、改築や廃止の対応を行います。

6) 住宅施設（市営住宅、定住促進住宅等）

- ・「長井市市営住宅等長寿命化計画」が策定済みであり、老朽化が著しい一部施設については用途廃止を進めます。昭和 56 年以前の施設については平成 26 年度に耐震診断を行った結果、耐震性は確保されています。長井市の財政状況を踏まえながら、予防保全型の対応により長寿命化を図り、居住性・安全性等を向上させ、市営住宅の需要に的確に対応します。
- ・平成 26 年度に取得した定住促進住宅については、大規模改修が完了しているため、当面の修繕等の必要はありませんが、定期点検により現状把握に努めます。

7) 行政系施設（本庁舎、旧本庁舎、旧第二庁舎、旧教育庁舎等）

- ・令和 2 年度に新庁舎整備が完了し、施設の老朽化・耐震性能不足・建物の分散化など多くの課題が解決しました。今後は、定期点検等により現状を把握し、必要に応じて修繕を行います。
- ・旧本庁舎は解体して広場として整備するとともに、障害児通所支援事業所にコミュニティースペースを合築した施設を敷地の一部に整備します。旧第二庁舎は解体し広場として整備を行います。旧教育庁舎は、活用していきます。

8) 企業会計等施設

(公共下水道管理センター、農業集落排水処理施設、上水道施設等)

- ・公共下水道管理センターは、平成 26 年度に長寿命化計画を策定し、長寿命化工事及び耐震化工事を進めています。今後も、市の財政状況を踏まえながら計画に基づき施設の長寿命化を図ります。
- ・農業集落排水処理施設は、「長井市農業集落排水施設最適整備構想」を策定し、老朽化した設備を、計画的に整備・更新を行います。
- ・水道施設については、日常点検や年次保守点検において機器の劣化状況を把握し、計画的に設備更新を行い、長寿命化を図ります。

9) その他施設（緑が丘斎場、公衆トイレ、医師住宅等）

- ・緑が丘斎場は、平成30年度に大規模改修が完了しています。今後も予防保全型の対応により長寿命化を図ります。
- ・公衆トイレなど小規模な施設については事後保全型の対応により修繕を行います。
- ・旧医師住宅については、老朽化が進んでおり、移譲や廃止の対応を行います。

(2) インフラ施設

1) 道路・河川（市道、林道、橋りょう、トンネル、準用河川）

- ・橋りょうについては、「長井市橋梁長寿命化修繕計画」を策定済みであり、市の財政状況を踏まえながら、計画に基づき長寿命化を進めます。
- ・市道整備は、利用状況など考慮し優先順位をつけ、市の財政状況踏まえながら計画的な整備を進めます。
- ・準用河川整備は、市の財政状況を踏まえながら計画的に整備を進めます。
- ・トンネルについては、定期点検を実施し現状把握に努めます。

2) 公園（都市公園、河川公園等）

- ・都市公園については、長寿命化計画をもとに市の財政事情を踏まえながら長寿命化を進めます。
- ・国（国土交通省）と連携して進めている長井地区かわまちづくり事業を継続し、最上川河川緑地及び白川河川緑地の整備を進めます。
- ・その他の公園について、事後保全的な対応により修繕を行います。

3) 墓地・霊園

- ・事後保全型の対応により修繕を行います。

4) 上下水道施設

- ・上水道管については、有収率を向上させ収益を確保するため、老朽管更新計画に基づき計画的に整備を進めます。
- ・下水道管については有収率の向上を図り、維持管理費用の軽減を図るため、長寿命化計画を策定します。

5) スポーツ施設

- ・「長井市教育振興計画（体育施設整備計画）」を踏まえながら計画的に整備を進めます。

5 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

保有する財産（未利用資産等）の活用や処分の方針について、本市が策定している各種の個別施設計画（長寿命化計画）では、以下のように位置付けています。

この他にも各施設の集約・複合・統合・廃止などにより未利用資産等が生ずる場合もありますが、市民ニーズを踏まえて検討していくこととします。

（1）長井市新庁舎建設整備基本計画

新庁舎建設・移転を受けて、旧第二庁舎は取り壊しが決定していますが、その他の旧庁舎の跡地活用の方向性は、今後、検討していく必要があります。

（2）長井市スポーツ施設等長寿命化計画

長井市民体育館、市民西根体育館、市民平野体育館については、設備等の劣化状況等を検証した上で改築や廃止を含めて検討します。

（3）長井市市営住宅等長寿命化計画

用途廃止予定 70 戸のうち 20 戸は、政策空家となっています。これらの住棟のほとんどは、すでに募集を行わずに運用していますが、今後、民間借り上げや他の事業主体との連携などによる住み替え誘導策等も検討しながら、円滑な用途廃止を図ります。

第6章 整備計画

公共建築物のうち、既存の施設については、重要度や施設の評価に基づいて設定した優先度をもとに、大規模改修等により長寿命化を図っていきます。また、防災上重要度の高い建築物や耐震対策未実施の施設における耐震性の確保を優先して整備します。

新築の施設として、市民からの要望が多かった屋内児童遊戯施設及び多機能型図書館などを備えた公共複合施設について、計画期間内の整備を行います。

インフラ施設については、健全度調査や安全点検が終了して長寿命化計画が策定されているものを優先的に取り組むとともに、市民生活に直結した、道路・河川整備についても計画的に行っていきます。

施設整備においては、交付金などの財源の確保や、PFI等の活用など整備手法を十分検討した上で実施するものとします。

1 整備対象施設

(1) 公共建築物

1) 保健・福祉系施設（公共複合施設・障害児通所支援事業所）

幅広い世代が利用できる多機能型図書館と、子育て支援施設（屋内遊戯場、一時預かり、多目的室など）を兼ね備えた「長井市遊びと学びの交流施設」を、令和5年度のオープンに向けて整備を進めています。

すみれ学園の園舎は老朽化が進んでおり、耐震化やバリアフリー化がなされていないことから、児童発達支援を中心に市民のニーズに対応した受け入れも可能な施設として新たに整備します。

2) 学校教育系施設（小学校・中学校）

令和2年度に「長井市学校教育施設長寿命化計画」（令和3年度～令和12年度）を策定済みであり、計画に基づき長寿命化を進めます。

令和4年度からは市内中学校2校の改修を行う予定です。

3) 住宅施設（市営住宅）

平成25年度に「長井市市営住宅等長寿命化計画」（平成25年度～令和4年度）を策定し、計画に基づいて長寿命化を進めています。次期計画では、木造や一戸建て住宅を今後除却する方針として追加し、次の10年間の長寿命化計画の策定を行う予定です。

4) 産業系施設（タス）

産業振興の拠点施設であることから、改装や改修を計画的におこない、建物が持つ機能や施設を最大限に活用できるよう整備を進めていきます。

5) 行政系施設（市庁舎・旧庁舎）

市庁舎は、令和3年度から供用を開始していますが、使いやすい庁舎としていくため必要に応じて適宜軽微な改修を続けます。

旧本庁舎は解体して広場として整備するとともに、障害児通所支援事業所にコミュニティースペースを合築した施設を敷地の一部に整備します。旧第二庁舎は解体し、広場として整備します。旧教育庁舎は、市が保管・保有する文化財等の保管・閲覧できるスペースとして活用します。

6) 企業会計等施設（公共下水道管理センター）

平成26年度に長寿命化計画を策定済みであり、計画に基づいて長寿命化を進めます。

(2) インフラ施設

1) 道路・トンネル

令和元年度に「長井市道路トンネル長寿命化修繕計画」を策定済みであり、計画に基づいて長寿命化を進めます。

2) 橋りょう

令和元年度に「長井市橋梁長寿命化修繕計画」を策定済みであり、計画に基づき長寿命化を進めます。

3) 河川

市の財政状況を踏まえながら整備を進めます。

4) 都市公園等

平成24年度に「長井市都市公園長寿命化計画」（平成25年度～令和4年度）を策定済みであり、計画に基づいて長寿命化を進めていますが、令和4年度には次の10年間の長寿命化計画の策定を行う予定です。

2 整備スケジュール

	前期5年 (平成28年度～令和2年度)	後期5年 (令和3年度～令和7年度)
1. 既存施設	<p>●整備対象施設〔対応方法〕</p> <p>市庁舎〔新築〕</p> <p>市営住宅〔長寿命化〕</p> <p>平野小学校〔大規模改修〕 小中学校空調設備 長井小学校〔耐震改修・改築〕</p> <p>給食共同調理場〔新築〕</p> <p>市民文化会館 〔耐震・大規模改修〕</p> <p>斎場〔大規模改修〕</p>	<p>長井南中学校〔改修〕 長井北中学校〔改修〕</p> <p>給食共同調理場〔新築〕</p> <p>タス 〔一部取得〕</p> <p>タス〔改修〕</p>
2. 新規施設	<p>●整備対象施設〔対応方法〕</p> <p>観光交流センター〔新築〕 豊田学童クラブ〔新築〕</p> <p>公共複合施設〔新築〕</p>	<p>すみれ学園 (障害児通所支援事業所) 〔新築〕</p> <p>公共複合施設〔新築〕</p>
3. インフラ等施設 (長寿命化分)	<p>●整備対象施設</p> <p>橋りょう</p> <p>あやめ公園(運動公園)</p> <p>その他公園施設</p> <p>道路・トンネル</p>	
4. インフラ等施設	<p>●整備対象施設</p> <p>道路・河川等</p>	

○ 計画策定時以降に追加した整備事業

3 概算事業費

整備計画で示している 10 年間の施設整備に伴う費用は、新庁舎整備事業や小中学校の空調設備工事及び公共複合施設整備事業について事業費が増加したことにより **247.2 億円**を見込んでいます（この金額には新たな用地が必要となった場合の用地取得費用は含んでいません）。

平成 28 年度から令和 3 年度までは、普通建設事業の対象決算額であり、令和 4 年度から令和 7 年度までは、策定済みの長寿命化計画や担当課で試算された事業費（中期財政見通しの額）を参考に算出しています。

財源は一般財源^{※30}のほか、想定される補助金・交付金や市債を充当します。

整備にあたっては一般財源を確保するとともに、規模や工法の見直し等による事業費の縮減、補助制度の最大限の活用や有利な起債^{※31} 制度を検討し、負担の抑制に努めながら推進します。

※30 一般財源：財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる収入をいう。地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税がこれに該当する。一般財源に対し、国県支出金等は用途が特定される特定財源。

※31 起債：債券の発行や募集をすること。狭義では、地方公共団体が地方自治法 230 条の規定に基づき実施する地方債発行（地方債を起こすこと）を指す。

概算事業費の推計

(H28～R3：普通建設事業の対象決算額， R4～R7：中期財政見通しの額)

	前期5年 (平成28年度～令和2年度)	後期5年 (令和3年度～令和7年度)	全体合計
1. 既存施設 (改築) (大規模改修) (耐震改修) (長寿命化)	<p>●事業費 64億6千万円 → 108億1千万円</p> <p>財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金 2億2千万円 → 9億6千万円 ・地方債 48億1千万円 → 95億5千万円 ・その他特財 0千万円 → 1億8千万円 ・一般財源 14億3千万円 → 1億2千万円 	<p>●概算事業費 25億2千万円 → 39億5千万円</p> <p>財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金 2億2千万円 → 13億3千万円 ・地方債 16億2千万円 → 25億1千万円 ・その他特財 0千万円 → 8千万円 ・一般財源 6億8千万円 → 3千万円 	<p>概算事業費 141億3千万円 → 247億2千万円</p> <p>【財源内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金 21億9千万円 → 64億8千万円 ・地方債 94億8千万円 → 174億6千万円
2. 新規施設	<p>●事業費 28億3千万円 → 5億6千万円</p> <p>財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金 9億6千万円 → 2億3千万円 ・地方債 16億7千万円 → 2億9千万円 ・その他特財 0千万円 → 0千万円 ・一般財源 2億1千万円 → 4千万円 	<p>●概算事業費 0千万円 → 41億3千万円</p> <p>財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金 0千万円 → 19億8千万円 ・地方債 0千万円 → 20億4千万円 ・その他特財 0千万円 → 2千万円 ・一般財源 0千万円 → 9千万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他特財 0千万円 → 3億9千万円 ・一般財源 24億6千万円 → 4億0千万円
3. インフラ等施設 (長寿命化分)	<p>●事業費 7億8千万円 → 11億0千万円</p> <p>財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金 4億0千万円 → 4億4千万円 ・地方債 3億4千万円 → 5億8千万円 ・その他特財 0千万円 → 4千万円 ・一般財源 4千万円 → 4千万円 	<p>●概算事業費 1億5千万円 → 1億8千万円</p> <p>財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金 9千万円 → 7千万円 ・地方債 5千万円 → 1億0千万円 ・その他特財 0千万円 → 0千万円 ・一般財源 1千万円 → 0千万円 	
4. インフラ等施設	<p>●事業費 10億6千万円 → 25億3千万円</p> <p>財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金 3億0千万円 → 9億7千万円 ・地方債 6億8千万円 → 14億3千万円 ・その他特財 0千万円 → 6千万円 ・一般財源 8千万円 → 7千万円 	<p>●概算事業費 3億2千万円 → 14億7千万円</p> <p>財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金 0千万円 → 5億0千万円 ・地方債 2億9千万円 → 9億5千万円 ・その他特財 0千万円 → 1千万円 ・一般財源 3千万円 → 1千万円 	
合 計	<p>●事業費 111億3千万円 → 150億0千万円</p> <p>財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金 18億8千万円 → 26億0千万円 ・地方債 75億1千万円 → 118億6千万円 ・その他特財 0千万円 → 2億8千万円 ・一般財源 17億5千万円 → 2億6千万円 	<p>●概算事業費 29億9千万円 → 97億2千万円</p> <p>財源内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県支出金 3億1千万円 → 38億8千万円 ・地方債 19億7千万円 → 55億9千万円 ・その他特財 0千万円 → 1億1千万円 ・一般財源 7億2千万円 → 1億4千万円 	

注：百万円以下を四捨五入したため、一部の合計値は合いません。

4 将来負担の推移と推計

(1) 市債残高の推移と推計（一般会計）

公共施設等の整備や改修などに充てる市債の残高は以下のとおりです。

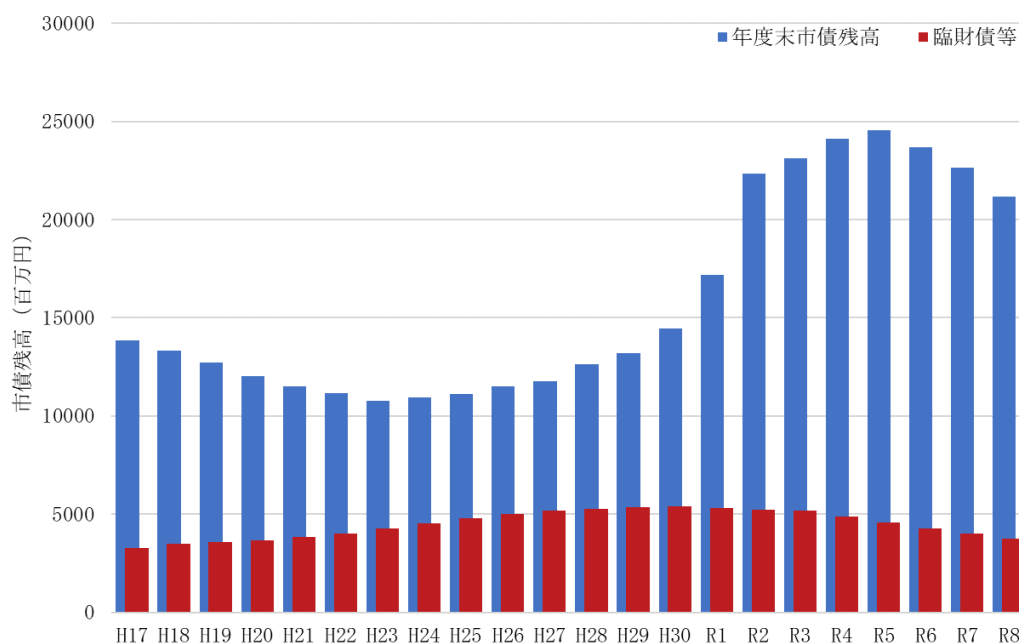
なお、事業に伴い発行する市債の他に、臨時財政対策債^{※32}（臨財債）やその他の市債（県営事業に伴う負担金など）を考慮しています。

市債残高の推移と推計

(百万円)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
年度末市債残高	13,838.9	13,329.0	12,740.3	12,047.1	11,490.4	11,167.7	10,781.0	10,963.4	11,103.2	11,522.4	11,782.9
(うち臨財債等)	(3,272.0)	(3,481.9)	(3,593.9)	(3,648.0)	(3,854.7)	(4,015.3)	(4,274.6)	(4,552.1)	(4,805.6)	(5,012.2)	(5,182.2)
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
年度末市債残高	12,621.0	13,206.4	14,470.5	17,192.3	22,347.4	23,112.4	24,136.8	24,571.1	23,676.6	22,657.6	21,177.8
(うち臨財債等)	(5,255.8)	(5,340.0)	(5,392.3)	(5,321.3)	(5,232.4)	(5,199.8)	(4,895.6)	(4,585.3)	(4,286.6)	(4,006.7)	(3,742.1)

- ・平成 17 年度～令和 3 年度の数值は決算値。
- ・令和 4 年度～令和 8 年度の数值は中期財政見通しの推計値。



平成 17 年度～令和 3 年度の数值は決算値
令和 4 年度～令和 8 年度の数值は中期財政見通しの推計値

※32 臨時財政対策債：地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法 5 条の特例として発行される地方債。地方公共団体の実際の借り入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額に算入することとされている。国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度で、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源とみて差し支えない。

(2) 元利償還金の推移と推計

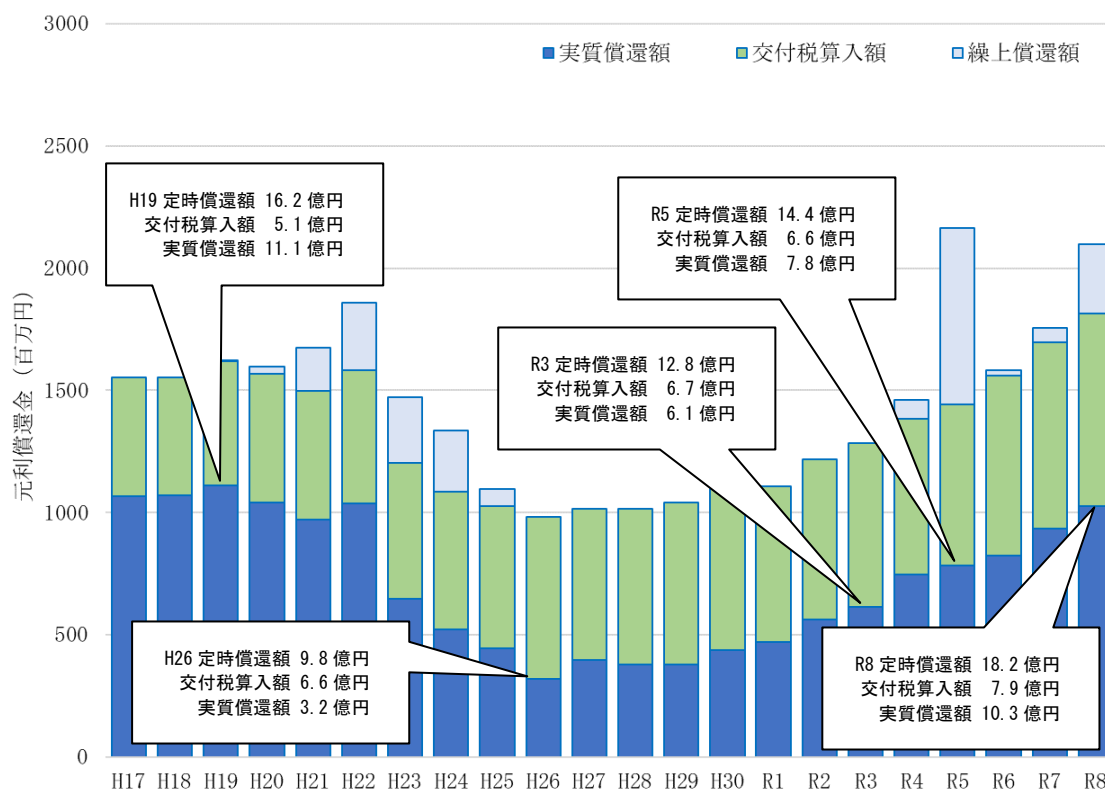
元利償還金^{※33}は以下のとおりです。

元利償還金の推移と推計

(百万円)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
定時償還	1,551.1	1,553.5	1,619.8	1,566.5	1,498.4	1,581.4	1,203.4	1,086.3	1,027.1	980.3	1,015.1
繰上償還	0.0	0.0	0.2	30.9	174.8	278.0	267.6	248.0	70.9	0.0	0.0
合計	1,551.1	1,553.5	1,619.9	1,597.5	1,673.2	1,859.4	1,471.1	1,334.3	1,098.0	980.3	1,015.1
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
定時償還	1,014.2	1,039.7	1,094.7	1,107.6	1,219.0	1,283.8	1,384.8	1,441.1	1,558.7	1,694.6	1,815.5
繰上償還	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.5	722.8	22.4	59.9	282.4
合計	1,014.2	1,039.7	1,094.7	1,107.6	1,219.0	1,283.8	1,460.3	2,163.9	1,581.1	1,754.5	2,097.9

- ・平成17年度～令和3年度の数値は決算値。
- ・令和4年度～令和8年度の数値は中期財政見通しの推計値。



平成17年度～令和3年度の数値は決算値
令和4年度～令和8年度の数値は中期財政見通しの推計値

※33 元利償還金：借りたお金（元金）と、それに対する利子を支払う金額のことで、地方債（特定の歳出に充てるため、地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金）の返済金をいう。

(3) 実質公債費比率の推移と推計

第五次総合計画の財政運営分野の取り組み方針の一つとして実質公債費比率を抑制することとしています。

前期計画でおこなった大規模公共施設の整備に充てた市債の元利償還が始まることにより、実質公債費比率は今後上昇しますが、繰上償還等の対策を講じて、18%未満を堅持し、後期計画を進めていきます。

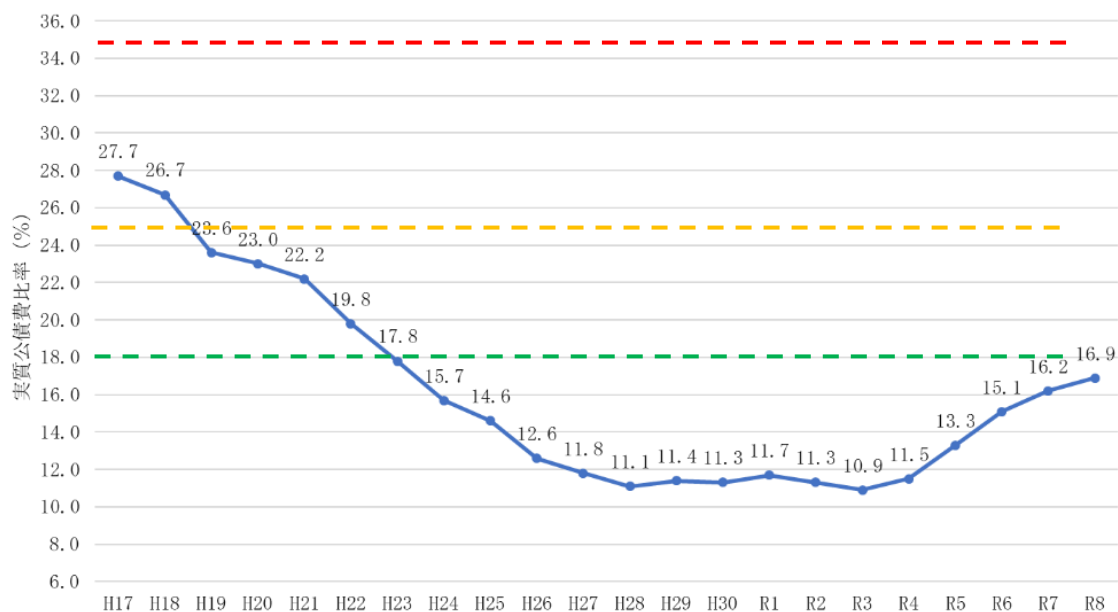
実質公債費比率は以下のとおりです。

実質公債費比率の推移と推計

(%)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
実質公債費比率	27.7	26.7	23.6	23.0	22.2	19.8	17.8	15.7	14.6	12.6	11.8
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実質公債費比率	11.1	11.4	11.3	11.7	11.3	10.9	11.5	13.3	15.1	16.2	16.9

- ・平成17年度～令和3年度の数值は決算値。
- ・令和4年度～令和8年度の数值は中期財政見通しの推計値。



平成17年度～令和3年度の数值は決算値
令和4年度～令和8年度の数值は中期財政見通しの推計値

※実質公債費比率（R4～R7）は前3カ年の見込み値の平均値です。この比率は財政規模に対する借入金の返済割合を示すもので、地方公共団体の資金繰りにかかる健全度を示す指標です。25%が早期健全化基準（イエローカード）、35%が財政再生基準（レッドカード）とされています。また、18%以上になると、起債に際し国の許可が必要となります。

(4) 投資的経費の推移と更新費用の推計

第3章第1節「現在要している投資的経費」で示した通り、平成28年度から令和2年度までの過去5年間における本市の公共建築物に係る投資的経費は5年間平均で26.3億円、インフラ施設（道路・橋りょう、上水道、下水道(汚水管)）に係る投資的経費は5年間平均で6.9億円となり、合計で33.2億円となっています。

投資的経費の推移

(億円)

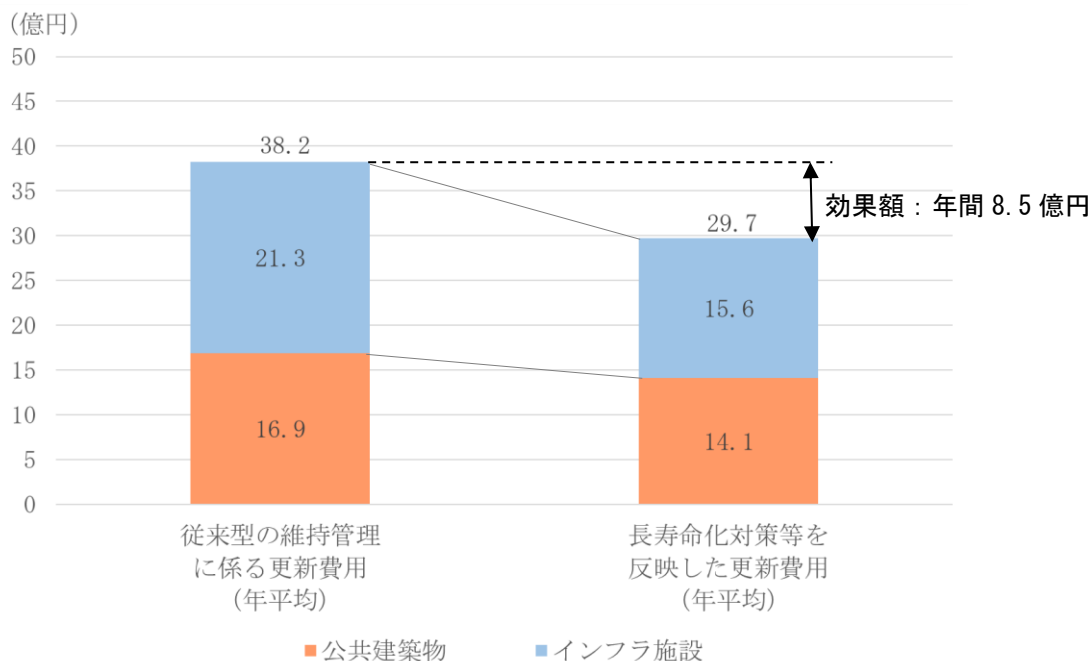
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	5年平均
公共建築物	17.4	12.3	14.2	28.9	58.6	26.3
インフラ施設	5.0	6.2	8.9	8.2	6.3	6.9
道路・橋りょう	3.5	3.8	5.4	4.9	4.6	4.4
上水道	0.6	0.2	0.7	2.2	1.7	1.1
下水道	0.9	2.2	2.8	1.1	0.0	1.4
計	22.4	18.5	23.1	37.1	64.9	33.2

第3章第2節「従来型の維持管理に係る将来更新費用の見込み」と同章第3節「長寿命化対策を反映した場合の見込み」は、従来型の維持管理手法による更新費用が年間38.2億円であり、長寿命化対策等を反映した場合の更新費用は、年間29.7億円となることから年間8.5億円の効果が見込まれます。

今後40年間の更新費用推計

(億円)

	従来型の維持管理に係る今後40年間の更新費用の見込み額		長寿命化対策等を反映した場合の今後40年間の更新費用の見込み額	
	40年間	1年当たり	40年間	1年当たり
公共建築物	675.8	16.9	564.6	14.1
インフラ施設	850.7	21.3	624.7	15.6
計	1,526.5	38.2	1,189.3	29.7



インフラ施設は市内に広く張りめぐらされ、連結している性質上、その保有量を減らすことは容易ではありません。また、「長井市第五次総合計画・後期基本計画」(平成31年3月)では、道路、橋りょう、上水道、下水道について整備水準を引き上げる目標が設定されていることから、インフラ施設の保有量の削減は現実的ではないものと考えます。

このため、インフラ施設は一層の長寿命化対策を推進することが重要になります。

今後は、各分野の個別施設計画の策定・改訂を進め、確実な長寿命化対策を実施して行くとともに、老朽化した公共建築物の除却・譲渡を積極的に進めていきます。

第7章 推進体制に係る方針

1 管理等の体制

公共施設等の維持管理や整備の所管が、庁内の各部局に分かれているため、相互の連携の強化を図ります。

公共施設等に関する横断的な情報共有を推進しつつ、「公共施設等整備庁内検討委員会」を中心として、総合的なマネジメントを行っていきます。

2 フォローアップの実施方針

本計画に基づいた公共施設等の管理の進捗状況については、計画の進行管理の基本となるPDCAサイクルによりフォローアップ^{※34}し、本計画に示した公共施設等の管理に関する施策や事業の継続・強化・方向転換などを全庁的な公共施設マネジメント組織である「公共施設等整備庁内検討委員会」にて評価・検証していきます。

※34 フォローアップ：ある事柄を徹底させるために、後々まで面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。